

戸繁いまむかし

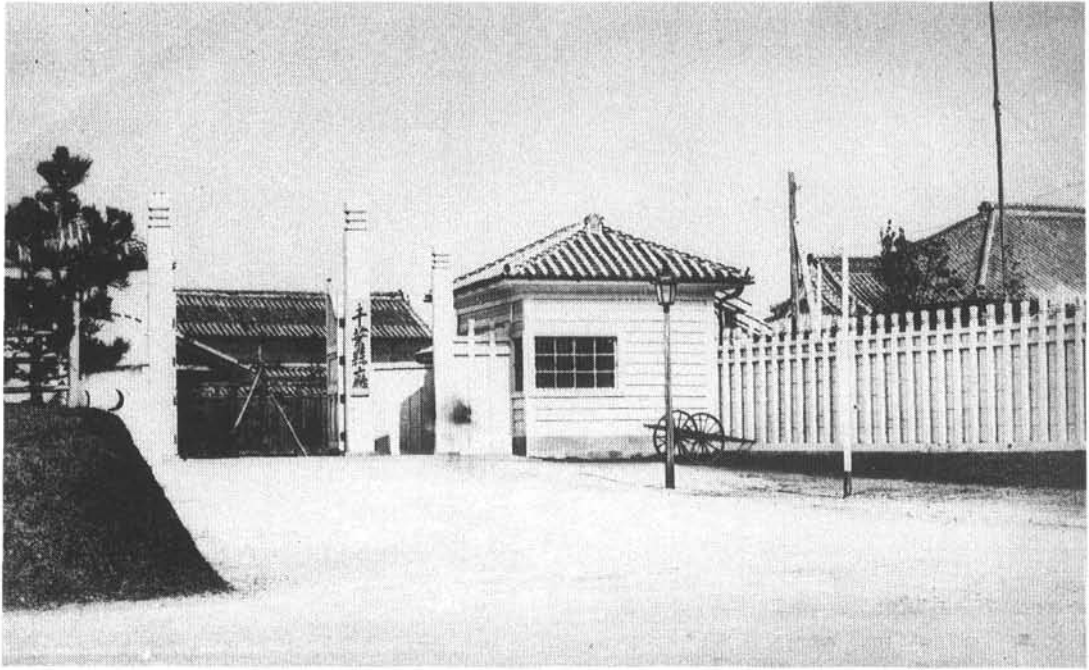


No. 3

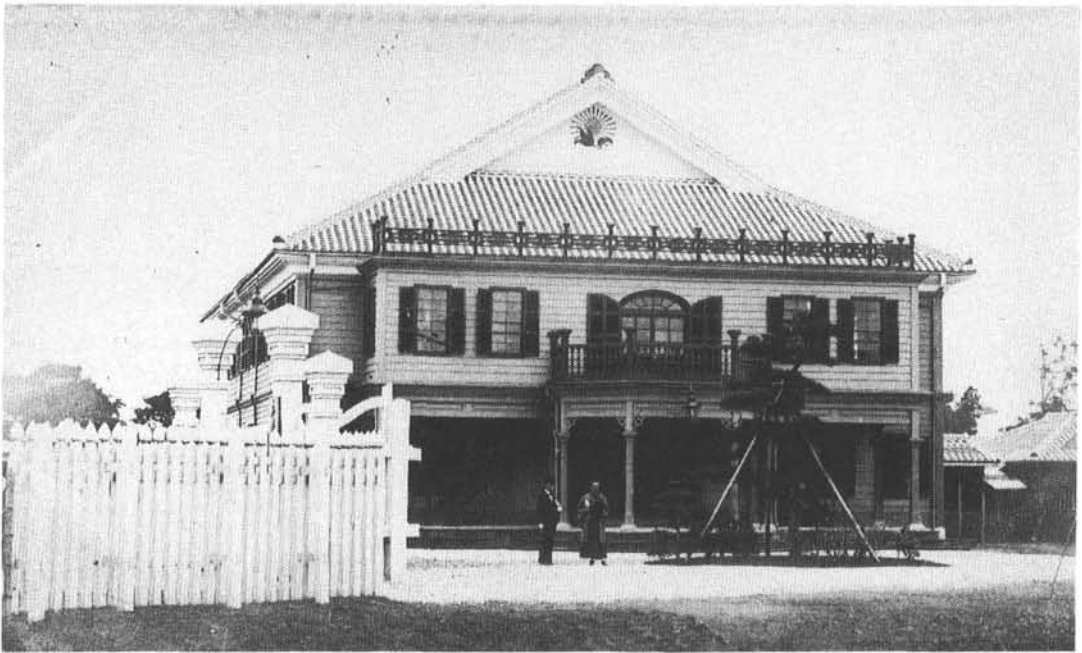
1990.3

目次

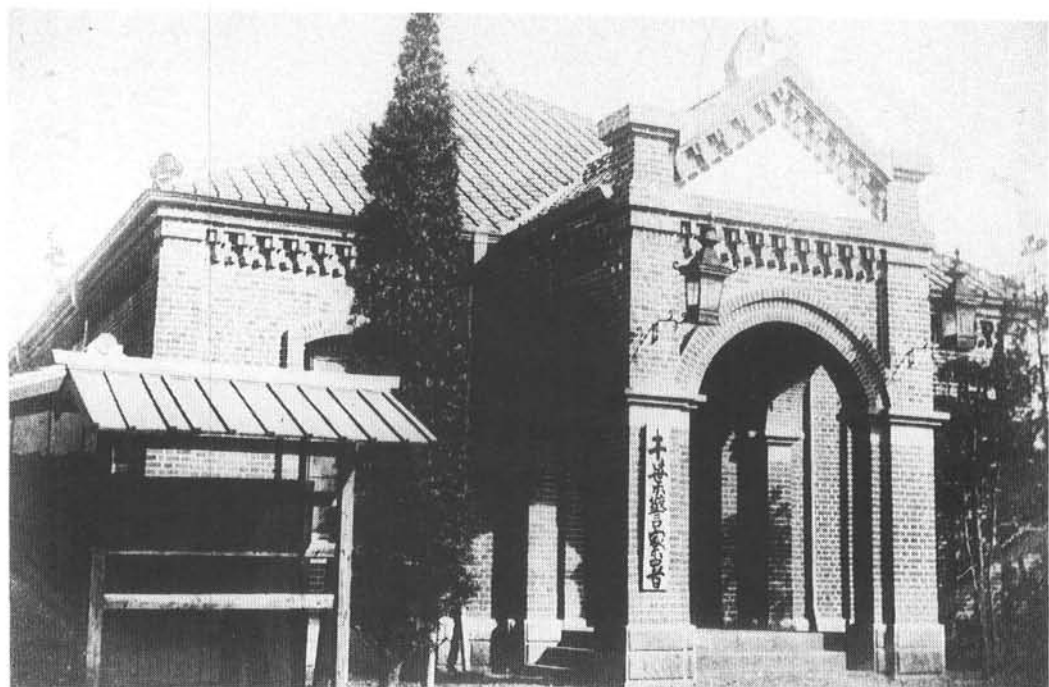
平川について語る 附史料所蔵者紹介	平川町内会	一
土気町外十ヶ村駅伝組合について		
― 明治期千葉県陸運研究への一アプローチ ―	原直史	一五
懐想の鐵道第一聯隊	岩村増治郎	二七
依田美狭古のアルバムより明治中期の千葉町風景		三五
史料所在調査報告	中野・赤井・大森・曾我野	
― 市史編纂担当 ―	市史編纂担当	五二



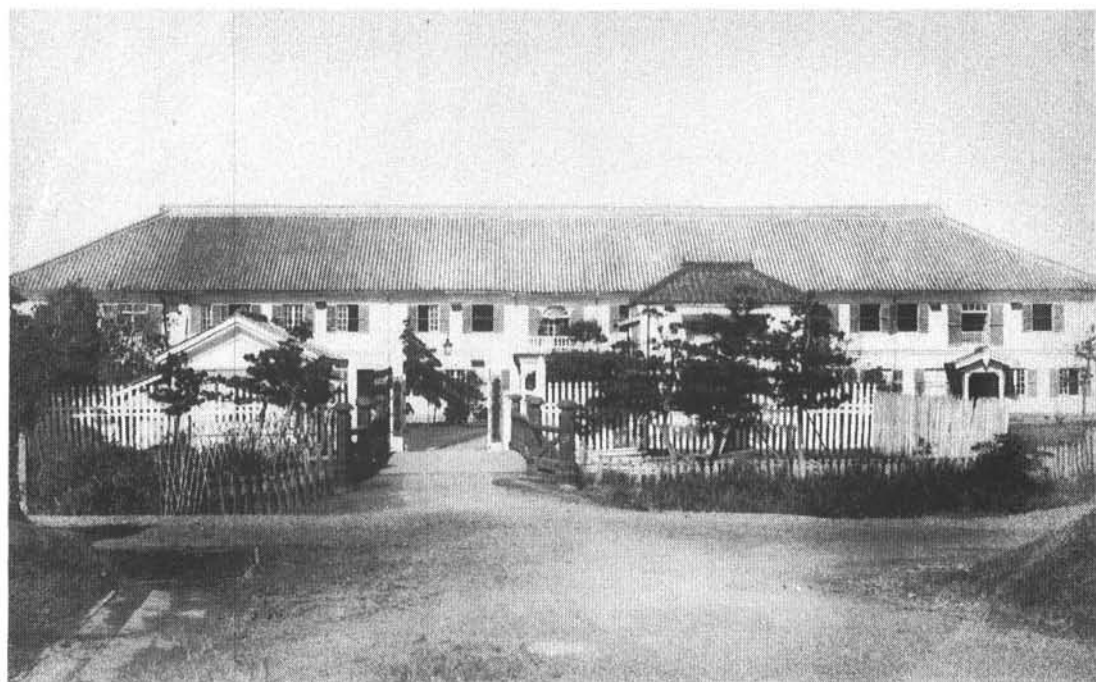
口絵1 千葉県庁



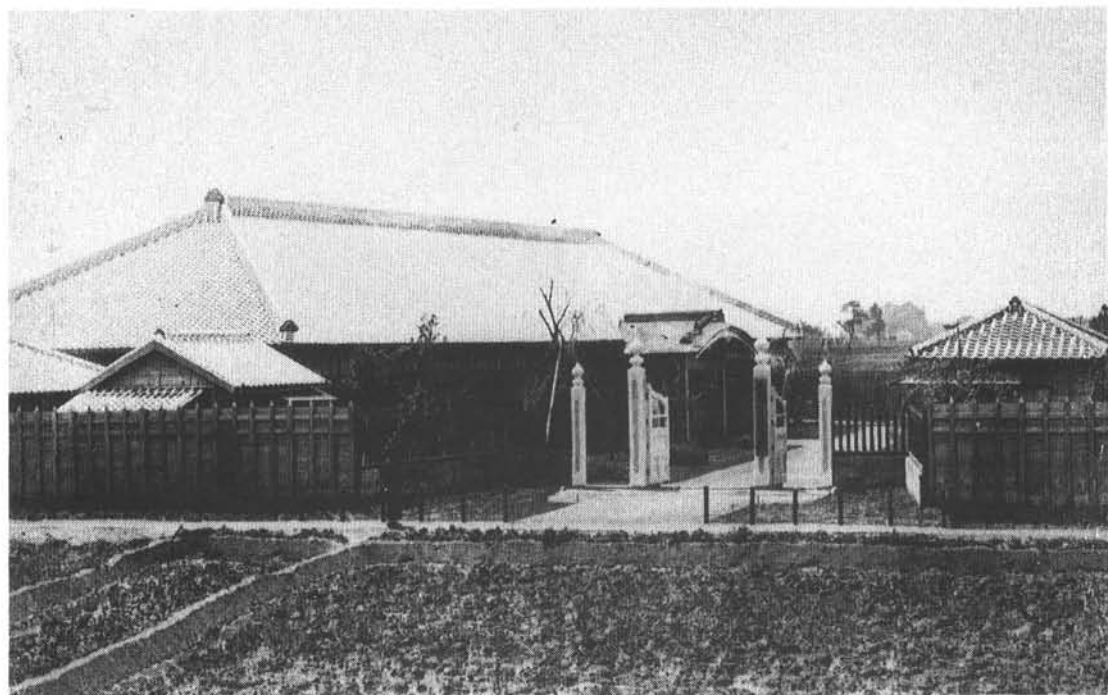
口絵2 「県会議事堂」



口絵3 千葉警察署



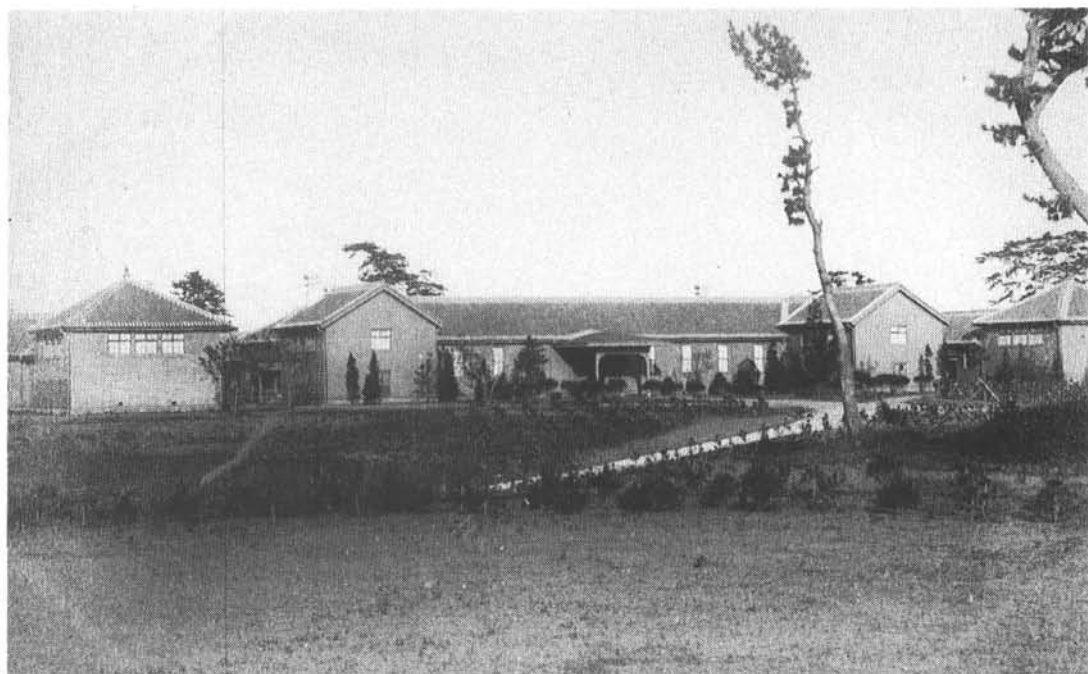
口絵4 「師範学校」



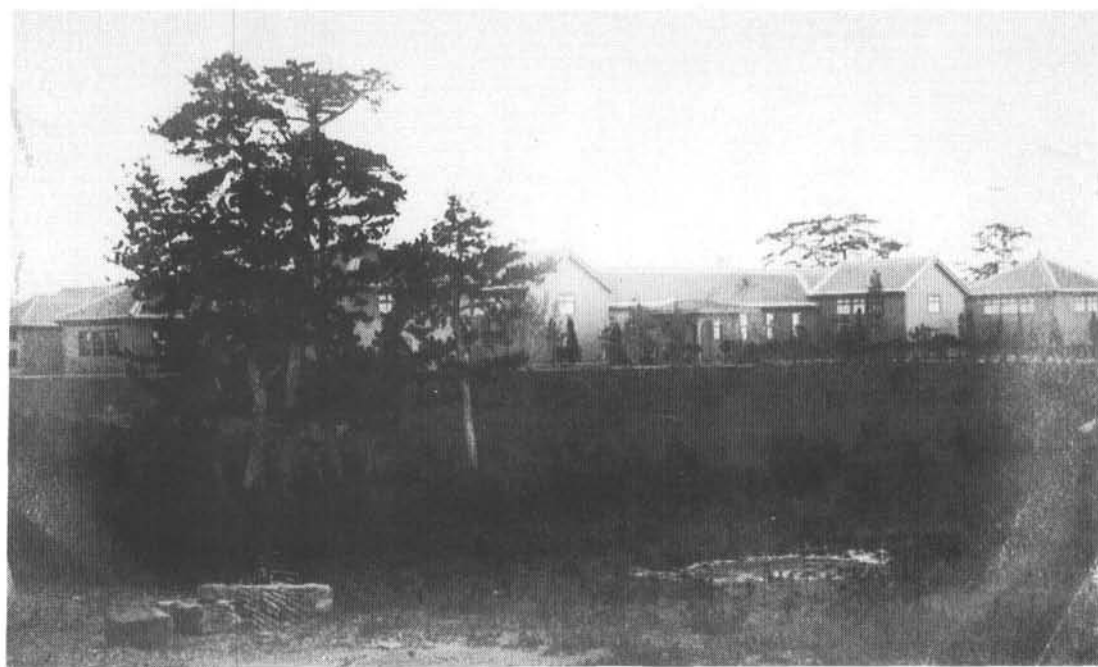
口絵 5 「尋常中学校」(千葉女子師範学校)



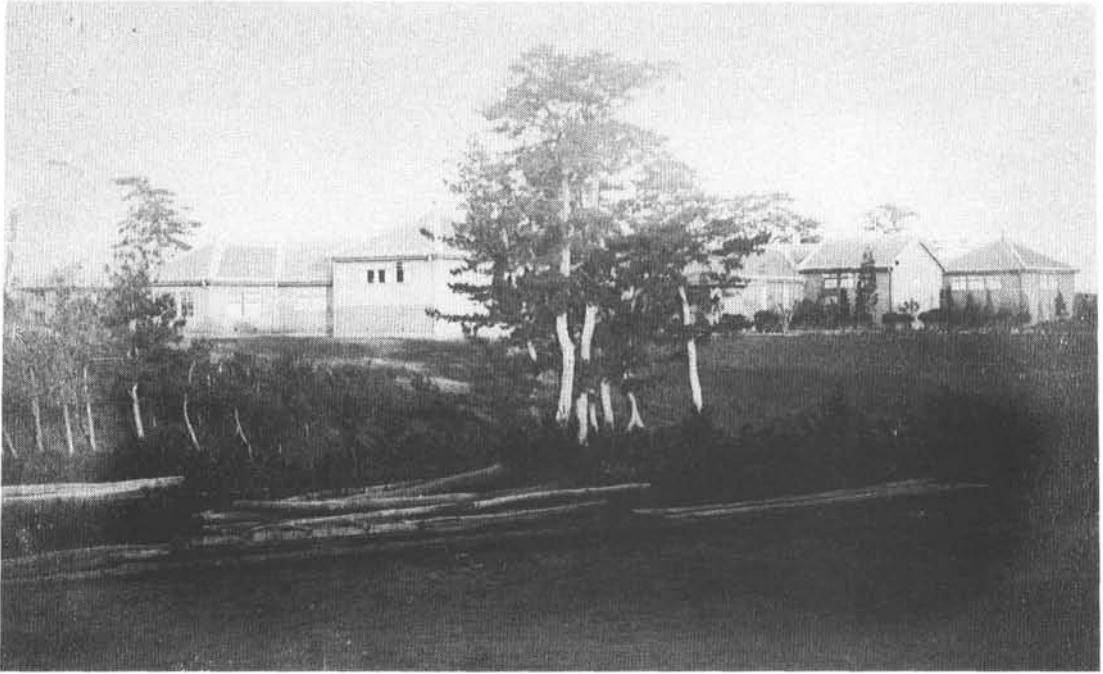
口絵 6 第一高等中学校医学部と県立千葉病院



口絵 7 「自千葉病院 望医学部」



口絵 8 「医学部側面」



口絵9 「医学部側面」



口絵10 「自望医学部」



口絵11 「千葉病院」



口絵12 「千葉病院」

平川について語る

附史料所蔵者紹介

平川町内会

一 重達（オモダチ）

石井 登家・日暮甚七郎家・高橋惣衛家・日暮重郎家・
高山 正家・日暮武俊家・日暮 裕家・島田大平家・
（高橋 健家・日暮聡明家・永島治男家）が重達といわ
れていた。また、（ ）内の家は比較的新しい家という。

二 ニューチ

本郷・新田・向・金クソの四つある。昔は分家した場
合、出身ニューチに組み入れられることが多かったが、
現在は分家し家を建てた場所の近くのニューチに入るこ
とが多い。

三 オビシヤ（オオビシヤ）

村の鎮守である皇太神社で毎年二月一日に行なう村全
体の行事である。本郷（上・中・下の三組）・新田（上・

下の二組）・向・金クソの七組が順番に来当ライトを招待して
行なっている。

四 コビシヤ（氏子ビシヤ）

これは次の三組あり、各組ともその年の宿の家で行な
われてきた。しかし、最近では八幡会館の利用がほとんど
である。

八幡様―毎年二月一日に行なう。氏子は旗本林氏知行
所の百姓であった家が多いという。また、地域
的には新田・金クソのニューチに属する家が多
い。

春日様―毎年二月一五日に行なう。氏子は佐倉藩領分の
百姓であった家が多いという。また、地域的に
は本郷・新田のニューチに属する家が多い。

天神様―毎年二月二五日に行なう。氏子は旗本神谷氏知
行所の百姓であった家が多いという。地域的に



皇太神社（大神宮）

は本郷・向のニューチに属する家が多い。

五 神社

大神宮（皇太神社）―鎮守

皇太神社はニッテンジ様ともいう。明治二六年の本殿新築供養（カイゲンという）の時は宮の前の畑にタカマチがでて、松の木の二又まで太鼓を上げて打ち鳴らし、近郷近在から見物人がでたという。新築供養を盛大に行なったのは、これを機会に今後は春・秋あった祭りのう



皇太神社本殿新築棟札

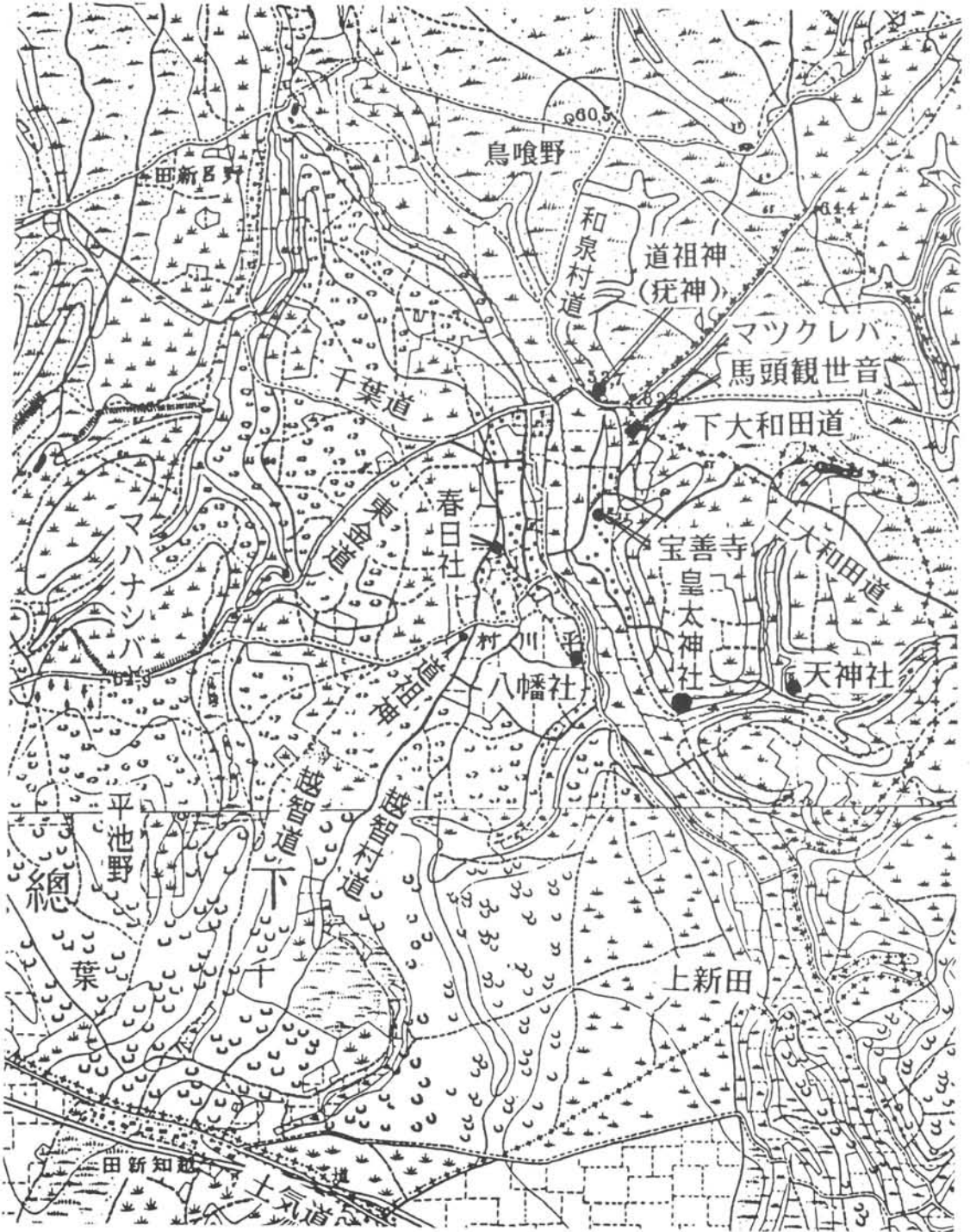
氏子という。高橋惣衛家では、皇太神社の隣の土地と交換して、春日社の土地を譲り受けた。現在、神殿は残してあるが拜殿は壊した。

天神社―旗本神谷氏知行所の百姓であった家が氏子という。天神社には宝曆一〇年の真鶴石の鳥居があったが、明治四十一年に皇太神社に移した。現在はゴルフ場の敷地内となっており、境内地は休憩場となっている。稲荷社―土地（境内地）のみ残る。

六 宝善寺

ち、春を廃止し秋は質素に行なうという意味も込められていたという。八幡社―旗本林氏知行所の百姓であった家が氏子という。八幡社は土地は残るも、現在は八幡会館となっている。

春日社―佐倉藩領分の百姓であった家が



平川村地形図（明治15年測量、第一軍管地方迅速図中野村・土気町を基に作成）



宝 善 寺

七 地頭

明治維新後、日暮甚七郎家に寄留していた旗本林氏の最後の当主林宗五郎は、鎧を五円で売って国元に帰らなかったが売れなかった。ある時隣村の野呂村で倒れてしまったので、日暮甚七郎家の先祖が死体を引き取って埋葬し墓石を立てた。明治一五年のことという。

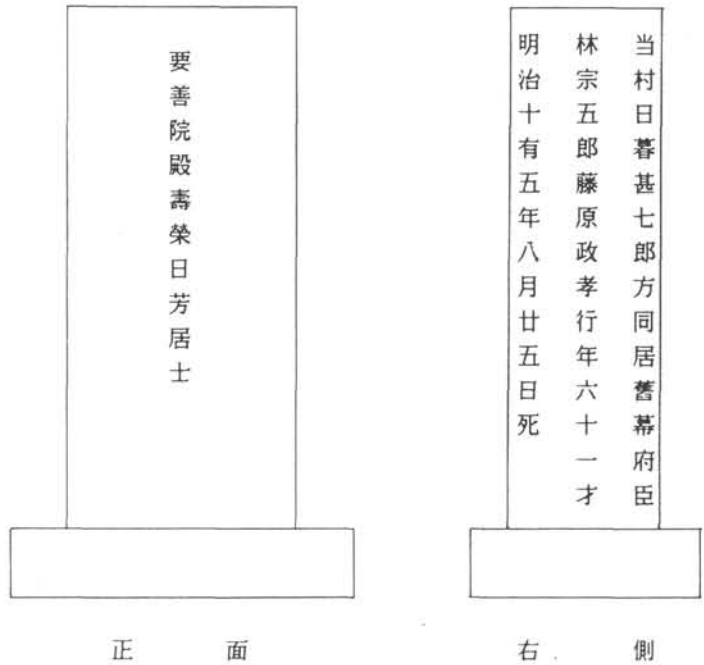
また、現在平川町の共同墓地に、林宗五郎の墓石が立っている。それには次のとおり刻まれている。

- ◎石井正明家・高橋惣衛家・日暮裕家・永島治男家・日暮登平家を除き平川の家々は同寺の檀家である。
- ◎境内に非常に大きな椎の木二本がある。

八 交通

(1) 道について

- ◎東金道―現在の県道菅田停車場中野線をいう。
- ◎越智道―かつては平池道と呼ばれた。
- ◎越智村道―永谷道または十文字通りと呼ばれた。後に滑空場正門通りとなったと思われる。この道は越智道と



ともに、滑空場のせいでもかなり変わった。

◎土気道—現在の大網街道であり、江戸時代は上総・下総の国境でもあった。

◎和泉村道—鳥喰野を通過して和泉に抜ける道。

◎下大和田道—能真坊野を通過して下大和田に抜ける道。

◎上大和田道—能真坊野に入ると道がなくなり「通られ損」といわれた。

◎千葉道—野呂新田をかすめ、野呂高田境を行きチュウゴヤを通り、高田の本郷に出て水砂野に抜ける道。

(2) 駄賃取りについて

問屋が千葉(大学病院あたり)・東金などにあつて、そこで荷物を受け取って運んだ。主に千葉の問屋と取り引きを行なった。荷物はすべて他人の物であった。馬の背で運んでいたころは、千葉道で千葉まで出た。馬車になつてからは、専ら東金街道を利用した。東金街道にはイッテツヤが多かつたが、大網街道にはなかつた。千葉では問屋の近くの店で一杯やって帰つてきた。

九 自然・地理

(1) 村境について

◎野呂村境の田は、区画整理前は確かに小さな田を一枚

一枚別々の者が所有していた。

◎野呂村境と大池の間は、野呂村の者が耕作する田と平川村の者が耕作する田が錯綜していた。

◎野呂村境は、林の中だが道があつてそれとわかる。塚や土手などはない。

◎高田村境も今は塚らしいものはわからない。恐らく滑空場工事で壊したのではないか。

◎下大和田村境は国境であるが、柳井戸と下大和田村の境は七〇cm位の高さの土手が築かれていた。

◎高津戸村境の田は、平川村との水争いの際土手を築いて鹿島川支流の水を堰止め、高津戸村の田を水びたしにしようとしたが、半分位やって和解した。現在土手は道になつてゐる。

(2) 野について

◎鳥喰野は、比較的新しく入植した人が多い。その中には小林栄一氏は古い方である。

◎赤坂はもともと四家であつたが、平池に居住していた家々(五家)が、滑空場建設のため馬放場に移つてきている。

(3) 山について

◎山は所有しない人の方がよほど多かつた。

◎山は薪が主で自給用、伐採時の枝が薪になった。

◎冬になると枝を刈って、松葉を掃いた。

◎篠竹を燃やし、ムシロで作った袋（吹）に灰を入れた。

これは肥料になる。

◎ハツタケなどの茸がよく取れた。

◎落葉を掃いて堆肥にした。

◎間伐の松は燃料となった。

◎松は用材となった。柵は炭となり七年位毎に根本から切った。

◎杉を切った跡地は地味の回復を待ったため、三年間放置または開墾した。

◎終戦後、プロパンガスなどの普及で山は荒れた。

(4) 谷津田について

◎谷津中央を流れる水路（鹿島川支流）は、かつては用水、現在は排水路として利用。用水はすべて地下水を利用している。

◎追分ヶ（押出シの谷と金クソ谷が合流するあたりの要所の呼称）より上流は強湿田で、田の中にワタリと呼ばれる丸太を沈めていた。また、字本郷下あたりから下流は乾田であった。

◎かつて追分ヶの水は、主に字帯宿の田で使われてしま

い、字本郷下付近より下流の田では日照りになりやすかった。

◎田の日当たりを考慮し山が田に接している所は雑木林（柵林）とし、その部分をカリアゲと呼ぶことが多い。

(5) 稲干場について

字新堤にあった日暮甚七郎家の稲干場の場合は、田から刈り取った稲を家まで馬の背で運ぶまでの間、一時保管しておく場所であった。そこは、田よりも一段高い百m程の草っ原で、田の中へつき出ている。また、山芋を掘る場でもあり山際はここでも柵林であった。

(6) 馬放場

（マハナシバ）

◎馬を休ませるため、農閑期に馬を放しておいたところで一八町歩位の大きさであった。

◎入口をオット口といい、馬が外に出られないように、昭和初年頃まで丸



馬放場（跡）の土手

太を通していた。

(7) まつくれば(馬治療場)

農閑期牛馬のツメが伸びたのを切る場所であった。場所は向にある共同墓地に隣接した所にあった。

(8) 塚について

◎ジュズツカ(数珠塚)は二つ卵塔とも呼ばれ、酒井定隆の命で法華宗に改宗した寺院の仏具を、納めたのではないかと推察されている。また、この塚は高橋惣衛家・日暮中家・永島治平家が管理している。

◎馬見塚がゴルフ場の中にある。

◎題目塚が下大和田地籍にある。

(9) 焼切り(焼切)

◎防火のための火除け地帯をいう。高田村との村境にあった。

◎能真坊野の内にも五間幅のものがあった。

(10) 上新田について

カナクソ谷津ではカナクソが多くてた。カナクソ集落は上新田の家々が移転して成立したという。上新田の家々は、猪の害がひどいために移転したといわれている。移転した家の一つ日暮大明家では、先祖が「昔、当家は猪の害がひどくて移転した」と語ったという。

一〇 滑空場(陸軍滑空訓練所)

◎予備学生及び少年航空兵がグライダーで飛行訓練し、宝善寺に寝泊まりしたという。

◎所長のスリザワ大佐は、高橋惣衛家の長屋門に寝泊まりした。

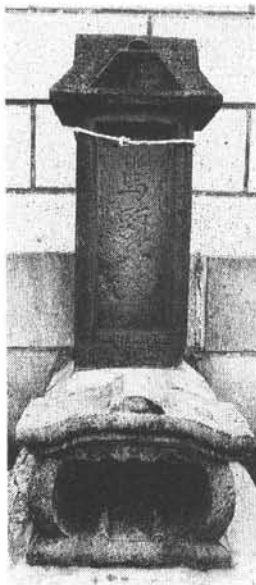
◎現千葉市水道局の近くに格納庫があったという。

◎滑空場の跡地は、五町歩位ずつに長方形に分割されている。また、帰農者二七戸へ一人当たり一町二反ずつ払い下げた。さらに、千葉郡では地元増反ということで平川で土地の少ない者に、二町三反を限度に優先して分け与えられた。

一一 石塔

(1) 馬頭観世音について

まつくれば(馬治療場)跡に町中持ちのものがある。



馬頭観世音

(2) 道祖神について



道祖神（疣神）



道祖神

がために延焼をまぬがれたという。

◎字笹目沢にある。これは疣神ともよばれている。疣神とは、もみじの大木にからみついて藤の木には疣があるが、その疣に自分の疣をなすって拝むと疣がなくなるとされているものである。これは石井登家で祀る。

◎高橋久雄家所

有の畑の一角にあり、同家で祀る。そこには大きな杉と藤の木があり、日暮重郎家と日暮登平家（旧宅）は平川大火の際これ

一一一 史料所蔵者紹介

凡例 A 住所 B 屋号 C 発見整理の年月

D 史料の点数（近世・近代）

E 史料の保存状況 F 史料の内容上の特色

G 家に関する伝承、史料より明らかになった事

※印は千葉市立郷土博物館寄託

(1) 平川町有文書※

- C 古くは故和田茂右衛門氏により調査が行なわれ、昭和五二年五月には「千葉県教育百年史」編纂の一環として史料調査が行なわれ目録が完成した。昭和六〇年七月の虫干し会の後、千葉市が一括借用し写真撮影を行なう。同年九月、千葉市が虫干し会に文書を持参することを条件に、千葉市立郷土博物館へ寄託となる。
- D 二〇二点（近世一一〇点・近代九二点）
- E 江戸時代は現在の町有文書の一部になったであろう天正検地帳を中心とする文書を、三給の名主が交代で一年ごとに保管し、土用の丑の日に（文化一一年からは虫干しをしていることが文書で確認できる）次の預かり役へ引継いできた。明治・大正期に虫干



虫干し会 昭和61年8月1日

し・引継がいかようであったか現在では正確にわからないが、太平洋戦争前までは重達といわれた人々でのみ行なわれていたという。戦後は時代の流れで文書の虫干し・引継は虫干し会と呼ばれる村全体の行事となり、町内会長が文書を持ち回ることとなった。虫干し会の日（土用の丑）に町内会長宅で虫干しをし、済むと郷箱に収納する。ついで郷箱に縄を



郷箱に縄をかける（昭和60年7月25日）

かけ封をし参加者全員（町内会長・顧問・組長等一四名位）が封に押印する。そして、再び在任期間中保管し次の町内会長に引継いできた。青年会館ができてからは同館に郷箱を収納し、虫干し会も同館で行なわれた。そして参加者もふえたという。

F 市内では他に、

生実郷・川井村のみに現存する天正一九年の検地帳をはじめ、村人が結束して対処する必要のある、村人一人一人の生活に強く影響を与えた

事件に係わる史料が多い。

G 嘉永元年一二月二日の平川大火の際、年番であつ

た孫左衛門が自分の家が焼けるのも省みず、郷箱をもって命からがら逃げた。また、昭和四〇年代に名寄帳二冊が紛失した時、日暮正義家（日暮モーター）が自家のものを町内会へ寄贈した。

(2) 日暮甚七郎家※



日暮甚七郎家

- A 平川町一二二八
- B 清水澱(シミズバタ)
- C 嘉永元年の平川大火、昭和六二年四月の同家の火事をくぐりぬけた史料は、昭和六三年七月二六日初調査・借用。
- D 四四六点(近世一四四点・近代三〇二点)
- E 錢箱二点に収納され、母屋内に保管されていた。
- F 貞享―明治に及ぶが、中心をなすのは天保期以降である。旗本林氏知行所に係わる諸般の史料がみられ、宗門人別帳(林氏知行所分安政五年・神谷氏知行所分元治元年)は平川で当家に二点のみ現存する。
- G 安房の戦国大名里見氏の浪士といわれており、江戸時代は旗本林氏知行所の名主を文化・文政期に甚七が、天保・文久―明治期に甚七郎が勤めている。平川で名主の家といえは当家のことをさすという。「林様」とも呼称される当家は、「平川三軒」(他

に高橋惣衛家・日暮武俊家)といわれる家の一軒である。維新後は旗本林氏最後の当主が寄留し、没後墓石を建てて霊を弔った。

(3) 石井 登家※



石井 登家 長屋門

- A 平川町一二六八
- B シンエム(新右衛門)、ニヤ
- C 昭和六〇年七月の虫干し会にて史料の所蔵を表明され、同年八月三一日初調査・第一次借用。同六三年一月一三日第二次借用。
- D 五六九点(近世一〇二点・近代四六七点)
- E 先祖善左衛門が長屋門を改造して隠居宅としていた所に、木箱及び箆笥に収納して保管されていた。
- F 旗本林氏知行所に係わる史料が主であるが、享保期の能真坊野論等村全体に係わる史料もみられる。
- G 同家蔵「家系記録帳」によると、天正期に源右衛門、寛文期に新右衛門、享保期に佐兵衛と名乗って

いたとある。弘化年間に理由は不明であるが絶家し、分家孫左衛門家の支配となったという。

当家を再興したのが善左衛門である。天保一三年九月一日孫左衛門の次男として生まれた(幼名宗次郎)。安政五年八月一五日、一七才の時に本家再興のため佐兵衛と改名した。同年一二月親戚会議の上独立し、本家再興のため動きだす。元治二(慶応元)年一月一五日屋敷を新築し上棟式を行なう。明治二年五月二五日善左衛門と改名。大区小区制時の事務掛、誉田村平川区長等を歴任した。明治二十七年家督を登平に譲り、長屋門を改造した隠居宅で史料の整理等を行ない、平川の歴史につき記録を残した。

(4) 石井正明家※

A 誉田町二一〇―二六八(元平川町一二七〇)

B 孫左衛門

C 昭和五〇年代半ば、史料を事務局へ持参して下さる。

D 二三八点(近世二三三五点・近代三点)

E 木箱に収納され保管されていた。

F 史料は寛文―慶応期にわたるが、享保期以降の旗本林氏知行所に係わる年貢関係が中心である。また、

寛文・貞享期他の旗本戸塚氏知行六石分の年貢関係

史料もみられる。

G 世襲名は孫左衛門である。寛延―寛政期、文化・天保期と長期にわたり旗本林氏知行所の名主を勤めている。

嘉永元年の大火で当家は焼けてしまったが、見舞が九六人よりあり、内三〇人は懇意にしている者であった。懇意の者の内二三人が現千葉市域に居住し、名主を勤めた家も何軒かみられる。屋敷の普請は嘉永三年から準備し、同四年に行なわれたという。

(5) 高橋惣衛家※

A 平川町二二一九

B 惣エンドン

C 昭和六〇年七月

の虫干し会の際、

石井登氏より教示

をいただく。同六

一年三月一八日初

調査・第一次借用。

同六二年二月五日



高橋惣衛家 長屋門 明治中期頃

第二次借用。

D 七〇二点(近世二二二点・近代四九〇)

E 土蔵内に保管されてきた。土蔵は嘉永元年の火事の際も焼け残った。しかし、昭和四〇年代に壊したため、以後母屋内で保管してきた。

F 相給支配の実態がわかる市内では唯一の絵図(平川村三給色分け絵図)等、彩色された美しい村絵図・野絵図八点がある。史料の中心は貞享―明治にわたる佐倉藩領分の村政、年貢関係であるが、享保期の鳥喰野論、慶応期の鳥喰野の野分け、享保・天保―弘化期の能真坊野論、若者組の定・掟等、一村全体に係わる史料も多くみられる。

G 高田町地籍万花台より、かなり以前に平川に移ってきたという。平川の高橋姓は当家の系統と、高橋久雄家(庄左衛門)系統があるが、後者の方が古いといわれている。当家は佐倉藩領分(延享三年以前は幕領)の名主を、元禄期以降ほとんどの期間において惣右衛門の名で勤めている。

(6) 日暮重郎家※

A 平川町一二〇四

B 重右衛門

C 昭和六一年九月九日、日暮聡明氏の仲介により初調査・借用。

D 一二五七点(近世三二九点・近代九二八点)

E 銭箱等に入れて、母屋内で保管されてきた。

F 旗本神谷氏全知行所の高書上帳、年貢関係史料、神谷氏が当家に賄金・臨時金等の名目で借りた金子受取りの寛等。

G 旧宅は元文五年に建築しているという。旗本神谷氏知行所の名主を弘化・安政―慶応期に重右衛門が勤めている。同知行所の名主は他に日暮登平家(重郎兵衛)、日暮裕家(五郎左衛門)が勤めていた。

(7) 高山 正家※

A 平川町三三五

B 茂平次

C 石井登氏の教示で昭和六〇年九月一〇日初調査・第一次借用。同月二八日第二次借用。昭和六二年四月一八日第三次借用。

D 九四四点(近世五一点・近代八九三点)

E 板倉の二階に木箱等に収納され保管されていた。

F 旗本林氏に係わる年貢関係及び田畑山質地証文他。

G 当家先祖円蔵は、文政元年三月一日に生まれ、明治一八年八月二三日に亡くなっている。円蔵の長女チヨが中田村田中家より茂平次を養子に迎え入れた。

茂平次は天保一四年八月一八日の生まれで、大区小区制の時に平川村用掛を勤めている。

(8) 日暮聡明家

A 平川町三六四

B 五エンドン

C 昭和六一年八月一日の虫干し会に所蔵史料の一部を持参された。同月三〇日初調査・第一次借用。昭和六三年一〇月二〇日第二次借用。

D 二二一点(近世四点・近代二〇七点)

E 納戸の箆笥の上に桐の箱に入れて保存されていた。

F 小前一同による田畑質地・売買に係わる議定書他。

G 旗本神谷氏知行所の百姓であった当家は、初代忠五郎が五郎左衛門(日暮裕家)の弟になる。忠五郎の先代から忠五郎が家を再興するまで、一八年間は廢家であったという。忠五郎から数えて五代目が現当主の聡明氏である。現母屋は明治一三年の建築である。旧母屋は谷津沿いの低地にあったという。

(9) 日暮健司家※

A 平川町三六二

B 市ベードン(市兵衛)

C 昭和六一年八月一日の虫干し会の際、石井登氏の

仲介で初調査・史料借用。

D 九点(近世三点・近代六点)

E 木箱に入れて納屋内に保管されていた。

F 近世は証文、近代は平川村字訳図・土地台帳他。

G 佐倉藩領分の百姓であった当家は、幕末―明治初期にかけての当主市兵衛が関流の和算学者である。また、当家の旧母屋は高橋惣衛家の旧母屋を移築したものである。

(10) 高橋 健家

A 平川町二五九

B 二へ

C 高橋惣衛氏の教示により、昭和六一年八月三〇日初調査・史料借用。

D 四五点(近世二五点・近代二〇点)

E 当家の祖父が風呂敷に包んで保管した。

F 佐倉藩役所宛の鉄砲預かり証文、畑地取替証文他。

G 当家は佐倉藩領分の組頭役を勤めたというが、本家庄左衛門家(高橋久雄家)には、殿様や役人が来たという。その際は、当家の(旧屋敷地に涌いていた)清水を使ったお茶で接待したという。明治初年頃本郷より現在地に移転している。

(11) 日暮秀俊家

A 平川町三六六

B ヤマザキ

C 日暮聡明氏の教示で昭和六一年九月九日初調査・借用。

D 一点(近世一点)

E 額装して保管されている。

F 旗本林氏が長州戦争の際取り立てた二六両を、返済する代わりに御林を下付するとした覚書。

G 以前は、本郷の公園の近くに屋敷があったという。現在地に移って五代目になる。日暮甚七郎家の分家になる当家は旗本林氏知行所の百姓であった。

(12) 日暮治司家

A 平川町一二二四

B 仙松ドン

C 昭和六二年三月三日、日暮聡明氏により借用されていた史料を日暮治司氏にことわり借用する。

D 八二点(近世一点・近代六八点)

E 仏壇の中に保管されていた。

F 仙松が馬を購入した時の証文他。

G 佐倉藩領分の百姓であった当家は、先祖仙松が安

政一文久・慶応期に百姓代、慶応元年には組頭を勤めている。

(13) 永島治男家

A 平川町一二五六

B 治郎左衛門

C 昭和六三年七月二六日、石井登氏の仲介で初調査・史料借用。

D 一四七点。但し、「天保五年御勘定目録」(断簡)一点を除き他は漢籍類。

E 土蔵の中に保管されていた。

G 旗本林氏知行所の百姓であった当家は、何代か前の当主を「尾張」と呼称した。林氏の手代を勤めたといわれており、同氏から百円のお礼を戴きこれを元に財を築いたという。

(14) 子安講所蔵文書※

C 昭和六二年三月一日、当時宿であった日暮聡明家で初調査。

D 九三点(近世二点・近代九一点)

E 宿で一年間保管し、次の宿へ引き継がれてきた。

F 子安講の始まった経緯を記した「子安講覚帳」他。

土気町外十ヶ村駅伝組合について

——明治期千葉県陸運研究への一アプローチ——

原 直 史

はじめに

鉄道開設以前の近代の運輸は、汽船や馬車といった運輸手段の技術進歩の一方で、河川や沿岸の舟運と道路輸送との組み合わせを基本とする近世期以来の構造を、未だ引き続いて持っていた。もちろんその構造は近世期のものそのままだったわけではなく、制度的外郭の変化は言うまでもないが、実態の構造も大枠のみ維持したまま次第に変質していったものとみられる。この時期に何が変わり何が変わらなかったのかを明らかにすることは、大きく言えば近代的な国内市場の形成のされ方を明らかにすることであり、またある地域に即した研究からは、その地域を取り巻く流通経済の変質のありさまが具体的に検証されることになるだろう。

明治前期運輸史の研究にはそういった固有の意義と重要性とがあると考ええる。しかし例えばここで扱う鉄道以

前の陸運研究において、こういった観点からの研究はまだまだ乏しいように思える。史料的にも地域に即した研究には様々な困難があり、あながちに先人の怠惰として非難できないところがある。今はせめて、一つでも多くの事実が明らかにされ、研究者共有の財産となることが求められよう。

もとより筆者は近世の運輸・物流史を主に考えてきているもので、明治期については門外漢であるが、千葉市史編纂に伴う史料整理作業のお手伝いをさせていただく中で出会った一つの史料をもとに、ここに拙い文章を書かせていただくのも、このような考えに基づいている。研究というには余りにも粗雑な事例紹介に過ぎず、過誤も多いであろうが、ご叱正をお願いする次第である。

一、組合定約議案の検討

千葉市土気町の吹野美和家は、『千葉市史 史料編6

近世』(以下『史料編6』と略記)や本誌No.2の「史料所在調査報告」によれば、近世期には名主の他問屋も勤めた家柄であったことが判明しており、同町の担った交通・運輸に関する史料を多数伝えている。その吹野家に、現在の次のような史料が残っている。

土気町外十ヶ村組合定約議案

本県甲第九十八号御布告御達ニ拠リ、駅伝組合営業人一同協議ノ上、規約決定相成候ニ付テハ、規約書ニ基キ、外ニ組合人馬出勤方其他必用目左ニ

第一条 (人定式人馬式人馬式) 駅伝取締所江常備結合、交代ノ儀

ハ組合村々順番ニ出勤可致ノ処、遠場ノ村々モ有之ニ付、駅伝取締所設置土気町営業人ニテ(人馬車トモ)

日々順番交代出勤、該当日勤不動手当等之儀ハ、規約書ニ因リ、正副取締ニ於テ其台帳ヲ製置シ取計可致事

第二条 組合村々人馬出勤方之儀、駅伝取締所公私共(人夫馬車及ヒ諸荷物) 一時ニ輻輳スルトキハ、駅伝取締所

ヨリ該組合世話掛江、該当日及前夜差出人馬員数ヲ定メ触宛候ニ付、其時間ヲ期シ結合(詰誤カ)、諸事差支無ク様相互ニ尽力可致、且ツ触当ノ人馬不用ニ属スルトキハ、規約書ニ因リ、手当等正副取締ニ於テ取計

ヒ可致事

但、駅伝取締所荷物ノ繁隙因リ、至急人馬入用之儀出来、設置町ニテ差支候節、晴雨昼夜ニ不抱(拘)、近村世話掛江人馬員数ヲ定メ触宛候ニ付、差出方之儀ハ二条末段同様ノ事

第三条 駅伝取締所ヨリ該組合村々世話掛リヘ人馬差出方触宛ヲナセシトキ、該村営業者ニ於テハ、世話掛リ差図ニ応シ進歩ハ勿論ノ処、故ナク其意ニ違背スルモノハ、速ニ取締所江及通知、規約書ニ因リ、正副取締・世話役協議ノ上取計ヒ可致事

第四条 駅伝営業人稼先ニ於テ非常災害ニ罹ルトキハ、当組合営業者ハ、其事情因リ、救助方法世話掛及正副取締協議ノ上可取計事

但、途中憐(憐)駅営業者ハ勿論、他ノ営業者タリトモ、出先災害ニ罹ルモノ有之トキハ、該正票相改、該最寄取締所ヘ其旨至急報知可及事

第五条 駅伝規約書ノ条々ヲ違犯スル者ハ無之苦ノ処、万一不都合ノ所為アル者有之トキハ、相互ニ世話掛江及内通、正副取締協議ノ上、応分ノ取計可致事

右者、今般別紙駅伝取締規約書、該町村営業人惣代連署上申仕候処、御許可相成、就而ハ該規約ニ基キ外ニ組合世話掛・正副協議決定上、前条々定約仕候、依之

連印致置候也

第六条 取締給料ハ一ヶ月金、副取締ノ給料ハ一ヶ月金

五拾、世話掛ノ給料一ヶ月金、書記給料ハ一ヶ月金、

小遣貳円、但シ給料渡シ方之儀ハ、該月五日半額兩

度ニ正副取締立合ノ上相渡、勤方ノ儀規約書相触れ候節、世話掛一同協議ノ上渡方可仕候事

第七条 (以下空白)

(吹野美和家文書 近代I—三五)

この史料から判明することをまとめると、以下のようになろう。

(1) 県の「甲第九十八号御布告」に基づいて、土気町外十ヶ村を範囲として「駅伝組合」が作られ、「駅伝取締規約書」が作成された。本定約案はその付則とも言ふべきものである。

(2) 組合は土気町外十ヶ村の「営業人」より構成されている。前記規約書はこの営業人の「惣代」の連署を持つものである。

(3) 土気町には「駅伝取締所」が設けられ、そこには「正副取締」があり、組合から給料が出される。正副取締は、この定約にある限りでは、組合村々営業人の土気町出勤の管理、営業人の罹災時の世話、規約違反

者の処置を行う。

(4) 土気町以外の村々にはおそらく各村毎に「世話掛」があり、正副取締との連絡のもとにその村の営業人を統括し、また正副取締と協議して組合全体に関する事務に参与する。これにも組合から給料が出される。

(5) 営業人は組合の「正票」を所持し、人足として、或いは馬、人力車を用いて「稼ぎ」を行う。即ち独立の営業者であつて雇用労働者ではない。

(6) 土気町の取締所には常時人足二人、馬二匹、人力車一輛が詰めている。これは本来組合村々で順番に勤める筈であつたが、実際は土気町の営業人が勤めることとする。それ以外の組合村々に対しては、①旅人や荷物「一時ニ輻輳スルトキ」、②「至急人馬入用之儀出来、設置町ニテ差支候節」に限って、取締所より村々の世話掛に対して「触宛」がなされ、その村の営業人は世話掛の指図に応じて出勤をする。

(7) 周辺他駅にも同様な組合、取締所が設けられている。ほぼ以上であるが、この史料自体はおそらく下書であつて年代も確定できない不完全なものである。さらにこの定約に対する本則と言ふべき「駅伝取締規約書」が別に存在したことも明らかである。しかしながら、現在土気

町域にはこの駅伝組合に関する史料はこれしか残されていない（山本光正氏は「近世上総における交通の展開——特に東上総を中心として」／豊田武編『近世の都市と在郷商人』巖南堂、一九七九）において、土気組合駅伝取締所の明治一九年度「経費賦課法予算」を紹介しているが、同史料は現在確認できていない。この駅伝組合についてさらに明らかにするには、他の史料群をあわせ検討する必要がある。

二、千葉県の駅伝取締規則

鈴木淳氏の研究（「駅伝営業取締規則をめぐって——明治一〇年代後半の道路運送組織」未稿、口頭報告）によれば、以下のことが明らかにされている。

近世以来の宿駅制度が廃止されて後、道路運送は各駅陸運会社の設置、陸運元会社（のち内国通運会社）による編成の時期を経て、一八七五（明治八）年の各駅陸運会社廃止・人馬継立業の府県認可制、一八七九（明治一二）年の陸運受負業に関する内国通運会社の独占的地位の廃止によって、「自由競争」の時代に入った。しかし次第にそのもとの弊害が問題となってゆき、一八八四（明治一七）年十一月、農商務省達第三五号により「駅

伝営業取締規則」が各府県に達せられた。これは便宜区画して駅伝営業人の組合を作ること、組合には駅伝取締所を設け駅伝取締人を置くこと、組合で規約書を作成し提出させること、組合に所属しない者の営業を禁止すること等を定めたもので、各府県ではこれに基づき、一八八六（明治一九）年にかけて駅伝営業取締規則を定め、駅伝組合を編成・設置していった。

この鈴木氏の研究に学びつつ、当該期の千葉県布達類を繰ってゆくと、まさに先の定約議案中の「本県甲第九十八号御布告」に相当する、一八八五（明治一八）年八月七日の千葉県布達甲第九八号を得ることができた。

これは全三九ヶ条からなる「駅伝取締規則」を達したものであり、また続く甲第九九号では県内の町村を大小一三五の組合に編成した区画と取締所の位置（「「駅場」とを定めている。この駅伝取締規則は長文にわたるものであるため、全文を紹介せず、表1に要点をまとめておいた。ここから判明することのうち、注目していただきたいのは以下の七点である。

- (1) まずこの布達の内容によって、先の定約議案の成立年代も一八八五年であったことが判明する。
- (2) 駅伝組合は、陸運受負営業人・人馬継立営業人・旅

表1 千葉県駅伝取締規則一八八五(明治一八)年八月七日、甲第九八号

営業人の区分	許認可の手續・主体	身元保証金	営業内容	証票・看板に関する義務	他営業取締規則との関係
陸運受負	郡役所経由で県庁へ願出、許可	応分の金員又は不動産を県庁へ差出し	内地に運送する全ての物貨の取扱、他組合よりの運送物取次・宛所への配達	証票所持・看板掲表	無
人馬継立	郡役所経由で県庁へ願出、許可	応分の金員又は不動産を県庁へ差出し	旅人の需めに応じ人馬供給	証票所持・看板掲表	無
旅人宿	郡役所へ届出別個に警察署へ願出、許可	不要	内外行旅人の宿泊、廻漕船宿・荷主荷牛馬宿・下宿・人足宿等全て料金を受取り営業するもの	証票所持・看板掲表	旅人宿営業取締規則(一七八八甲八八号)旅人宿規則(一八八五二二乙改正)遵守
陸運稼業人(人力車)	郡役所へ届出別個に警察署へ願出、許可	不要	駅伝取締所・人馬継立所の經由如何を問わず行旅人の需めに応ず	人力車所有者Ⅱ 甲号証票所持 人力車稼業人Ⅱ 乙号証票所持	人力車所有の地に駅伝取締所を設置。時宜により再選命令・官選もあり得る。
陸運稼業人(馬車)	郡役所へ届出別個に警察署へ願出、許可	不要	駅伝取締所・人馬継立所の經由如何を問わず行旅人の需めに応ず(但し物貨運送は陸運受負所經由物に限る)	証票携帯	乗合馬車営業取締規則(一八八一甲一〇三号)馬車取締規則(一八八五二二改正)遵守
陸運稼業人(駄牛馬)	郡役所へ届出	不要	陸運受負所經由の物貨を宛所まで運送	証票携帯	無
陸運稼業人(荷車)	郡役所へ届出	不要	陸運受負所經由の物貨を宛所まで運送	証票携帯	無
陸運稼業人(脚夫)	郡役所へ届出	不要	陸運受負所經由の物貨を宛所まで運送、郵便事故時の書状運送	証票携帯	無
組合加入外の営業禁止	組合に加入せず	組合に加入せず	組合に加入せず	組合に加入せず	組合に加入せず

人宿営業人・陸運稼業人からなる駅伝営業人の組合であり、組合中の「駅場便宜ノ地」に駅伝取締所を置き、駅伝取締人を選出して統括にあたらせている。

(3) 取締人は、官選や再選命令の可能性を残しつつも、基本的には民選とされている。

(4) 取締所・取締人の職務は、諸営業人の掌握（証票も取締所が発行する）・監督としてまとめられる。

(5) 陸運受負業と人馬継立業のみ県庁の許可を得ねばならず、また身元保証金も必要であって、他の営業人には性格を異にしている。

(6) 一方郡役所への届出で良しとされる他の営業人のうちでも、旅人宿・人力車・馬車の三者は別個に警察署の許可が必要とされる。これはこの三者には別個に取締規則が設けられており、特別の取締を必要とされていたことによるものである。このことの意味の検討は今後の課題であるが、ここでは旅人宿の他は歴史の新しい業種であることを指摘しておきたい。

(7) 諸組合が作成すべき規約書の条項の筆頭は賃金についてであるが、この表にあげた他にも賃金に関する条文が多く目につく。このことは、「自由競争」下の弊害がこの部分に集中的に表れていたことを想定させる。

以上から、この駅伝規則は、様々なレベルで陸運に携わる全ての者を駅伝組合に加入させ取締所・取締人を通じて掌握・監督し、組合外の者の営業を禁止するとともに、組合毎に特に賃金・手数料をはじめとした規約を作成させることで、「自由競争」下の弊害を除こうとしたものであると言うことができよう。

三、両史料の比較検討

ここでこの駅伝取締規則と先の定約議案とを比較検討してみると、以下のような論点が指摘できる。

まず一点めは取締所・取締人の職務についてである。県の駅伝取締規則を見る限りでは、取締人は営業人の掌握・監督を行うことが定められているのみである。しかし土気町外十ヶ村組合の定約議案では、取締所には常駐の人馬人力車があり、取締所・取締人はその出勤の管理や土気町以外の組合村々への触宛を行うこととなっているのである。これは近世宿駅の問題場、もしくは明治初年の伝馬所と同様の機能を駅伝取締所が持ち、取締人は近世の間屋に相当するということであり、県の駅伝取締規則の定める職務を大きく越えていると言えよう。

さらに定約議案に定められた土気町営業人と他の営業

人との出勤法の差異も、近世宿駅の定立人馬と助郷との関係に相当する。しかし実際は一八七二（明治五）年に、宿駅と助郷の区分は既に廃止されている（山本弘文『維新期の街道と輸送』法政大学出版局、一九七二）筈である。

これらのことと、この定約議案が県の駅伝取締規則に従って作成し県へ提出した「規約書」とは別途に作られた事情とを考えあわせると、この定約議案は、建前上消滅した筈の宿駅―助郷的關係が内実存続していたことを教えてくれるのである。

二点めには、組合内の組織としての各村の世話掛の存在があげられる。県の駅伝取締規則ではあくまで個々の組合が最小単位であり、同時に布達された駅伝組合区画には町村が列記されているが、それはまさに「便宜区画」のためのものである。しかし土気町外十ヶ村組合定約議案においては、組合村々には世話掛が置かれ、村を単位とした運営がなされているのである。この世話掛は県の規則に規定はないものの、ここでは組合より月々給料を受け取る公的存在である。これなども、土気町外十ヶ村組合が、近世以来の村を単位とした結合の形を色濃く残していた結果であると考えてよいのではなからうか。

以上の二点から言えることは、土気町外十ヶ村組合定約議案は、陸運の組織について、政府や県の指向するあり方と現地に色濃く残存していた近世以来の実態とのズレを示しているという点で、実に興味深い問題をはらんでいるということである。

四、近世期の土気町組合との関係

前節までで論点の所在が明らかになったところで、さらに考察を進めるために、ここで近世期の土気町組合について検討を行うことにしたい。ただし紙幅も限られていたのでここでは直接関係すると思われる一つの事例を扱うにとどまることを、あらかじめお断りしておきたい。（なお近世期のこの地域の運輸・物流については、近く稿を改めて論じる予定である。）

『史料編6』などからも明らかのように、土気町は近世期から交通・運輸を担ってきた継場であった（以下、関係町村の位置は図1参照）。同町は土気往還を通行する鷹匠をはじめとした公用通行の伝馬役を勤めたほか、この土気往還は主として九十九里方面の漁獲物、とりわけ干鰯・鰯粕などの魚肥類を江戸湾沿岸の諸河岸に運ぶ輸送路のひとつとして大きな役割を果たしており、この荷

表2 近世・近代の土気町組合
(高の単位は石)

近世	組合高	村高	近代
土気町	150	634.155	土気町
南玉村	450	489.915	南玉村
駒込村	720	892.343	(大網組合へ)
池田村	300	361.109	池田村
小山村	50	56.609	小山村
大椎村	400	410.471	大椎村
山田村	300	329.762	(東金組合へ)
小西村	380	404.3454	(")
餅木村	200	222.58	(大網組合へ)
真行村	400	402.426	(")
名村	200	191.972	(")
大竹村	400	419.003	(")
長谷村	400	400	(")
小沼村	500	500	(")
金谷村	500	535.012	(")
(大網組合より)	-	451.596	小食土村
(和泉組合より)	-	193.4375	上大和田村
(")	-	483.5935	下大和田村
(野田組合より)	-	138.999	高津戸村
(")	-	238.53865	越智村
(")	-	198.5903	大木戸村
(本納組合より)	-	203.686	大沢村



図1 □継場、●近世・近代つうじて土気町組合、○近代のみ土気町組合、×近世のみ土気町組合

表2 出典

近世・組合高一八四二(天保一三)年
七月「議定書并随方取極帳」(『史料編
6』四七号史料)等。
近代一八八五(明治一八)年八月「千
葉県布達甲第九号(駅伝組合区画)」
村高一「旧高旧領取調帳」、明治初年の数
値。

の中継を行う継場としても、土気町は重要な地位を占めていた。町内の大多数の人々は、一方で問屋の差配に従って伝馬役を勤めながら、他方では町内に四軒前後あった荷宿と称する商人のもとで中継される様々な荷を運び、駄賃銭を得て生計を立てていたのである。

また土気町の伝馬役は土気町のみで勤めるのではなく、土気町と周辺一四ヶ村とからなる組合で勤めていた。表2はこの土気町組合の構成を示したものである。

近世期の土気町組合について考えるには、一八四五(弘化二)年に組合村々のうち大椎村をのぞく一三ヶ村と土気町との間で起こった争論が、好素材を提供してくれる。次に示すのはこの時一三ヶ村側から出された訴状の一節である(「より」の合字は、平仮名で表記した)。

(前略) 私共村々は、野田村・土気町・大網村・本納村最寄江御公用并諸家様御役人方御通行之節ハ、土気町組合定助郷拾四ヶ村ニ而相勤来、土気町は親村と唱候(中略)其上当国東浜九十九里最寄ニ付、浜方大漁之節は江戸表江運送之荷物多分有之、先年より困窮村之農間ニ浜方より粕干鰯或は雑穀ニ至迄附送り之小荷駄馬賃銭余業ニ仕御公用御伝馬役入用之足シ合ニ仕来

リ候村柄ニ御座候、浜方より野田村迄里数五里余、土気町を通シ越、野田村迄前々より附送り候儀ニ御座候処、土気町江掛り候へは、相手之者共、数百駄之小荷駄口銭壹駄ニ付拾八文又は式拾四文余ツ、其余庭錢口銭と唱ひ多分賃銭取之、相手五人之者共押領仕候故、村々小荷駄稼日雇取之もの共ハ甚難涉致候(後略)

(『史料編6』三六号史料)

即ち、土気町組合は「親村」の土気町と「定助郷拾四ヶ村」とからなり、共に武家方通行の際の伝馬を勤めていたのであるが、この他に一四ヶ村の者共も九十九里方面よりの魚肥を中心とした荷を対象に「小荷駄稼」を行っていたのである。助郷村々の側の主張は、土気町が彼らの運ぶ荷から不法に口銭を徴収するので難涉している、というものであった。

近世中・後期のこの地域では、九十九里漁獲物の流通の展開を背景として、伝馬役を担う見返りとして商人荷物も全て継立てる権利があるとする継場と、それを不法とし自由な「附通し」(「継場毎に馬を変えずに目的地まで直接荷を運ぶこと」)を主張する周辺村々との間の「荷継争論」が頻発した。次第に継場側は口銭を払えば附通しを認める方向に転換していったが、それでも周辺

村々は無口銭の附通しを求めていったのであった。

この争論もそのような荷継争論のひとつであるが、ここで注目したいのは、まさに継場の定助郷村々が自由な附通しを求めて結集する単位となったことである。この争論の裁許請書中に、吟味の過程で助郷村々の側が行ったと思われる次のような主張が引用されている。

(前略) 土気町継場之儀、人馬而已ニ茂無之、継所入用・問屋給迄差遣候間、南玉村其外は助合村ニは無之、継場ハ組合村持合駅ニ而、組合は一躰之義(後略)

(『史料編6』三七号史料)

即ち、人馬はおろか継場の入用や問屋給まで組合村全体から出している以上、継場―助郷という序列はなく、継場は「組合村持合駅」であって組合は一体であるとするのである。これは、それゆえ継場の主張する特権は実は組合村々全てが分有するのであって、組合村々は継場から干渉される謂れはない、という論理につながってゆく。この「持合駅」の論理は、助郷負担そのものを逆手にとったものであり、公用伝馬に関する組合が商人荷物輸送に関しても一つの結集の単位となってゆくうえで大きな意味を持っていたのである。

結局この争論は、直接には「持合駅」の主張は容れら

れず、土気町発行の切手を所持し口銭を払ったうえで附通すことなら可という形で結着を見た。これは一見助郷村々側の敗訴のように見えるが、実はそうも言えないということは、次の史料に良く示されている。

(前略) 去未年中町方助郷組合拾三ヶ村と浜方出荷物之義ニ付事起り、右一件蒙 御裁許、是迄順継ニ来候荷物、以来不抱多少ニ右拾三ヶ村之義は口銭ニ而附通し被申渡、順継之荷物払底ニ相成、先規仕来ニ而は小前難渋ニ付、役人中江駄賃口銭之義願出候(後略)

(『史料編6』四〇号史料)

これは、一八四八(弘化五)年、土気町で起きた小前と町方役人・荷宿との争論の済口証文に引用された、小前側の主張の一節である。ここからわかるのは、先の争論において、助郷村々側はむしろ盛んに附通しを行うという条件を獲得したのであること、さらにそれが土気町内で駄賃稼ぎに頼って生計を立てていた小前を難渋に陥れ、新たな争論を引き起こすことともなったということである。また、ここでは詳しく触れないが、この土気町内の争論の結果土気町内の荷継に関するシステムについても一定の整備が行われたことも指摘しておきたい。

以上、弘化期の一連の争論の検討から言えることは、

この時期の争論の結果、土気町組合は単に伝馬役負担を割り当てる機能のみならず、商品流通の展開に対処してゆくうえでもまたひとつの単位としての意味を持つようになったということである、とまとめることができる。

これを明治期の駅伝組合に見た近世以来の要素の残存と関連させて考えると、次のような流れが導き出せよう。

近世期の土気町組合は、既にその後期において、伝馬役負担を挺としながら、新たに商品流通に対処する上で一単位としても機能するようになっていた。そのことが、明治期になって公用が消滅し、いわば全ての人間・物貨の輸送が商人荷物並になった時点でもなお、伝馬役負担と同等の形式を存続させた大きな要因なのではないだろうか。

もっとも、この仮説が十全のものとなるには、なお次の二点の解明が課題として残されている。

一点めは、表2から明らかかなように近世・近代の両組合の構成が相当異なっていることをどう考えるかである。その変化の要因やこのことが持った意味については、明治初年以降一八八五年までの間の関連史料が乏しく解明が困難と思われるが、今後の課題としておきたい（なお、表2では全十二ヶ町村で組合が構成されている。こ

れと定約議案との数の差の理由についても、今後の検討課題である）。

二点めは、近世、ことに弘化期に達成されたとみられる組合村を単位とした陸運処理のシステムと駅伝組合のそれとの全体的な解明である。それによって両者の関連もより明確になるであろう。またその際、組合を構成する様々な集団毎の組合への関与のしかたと、相互の關係に注目することが求められよう。

これら二点の解明を欠いたままの仮説は或いは不十分に過ぎるかもしれない。しかし一般に明治期、社会の諸分野に根強く残存した近世以来の諸要素を、単に旧弊であり近代に対する桎梏であると見るのではなく、その残存の意義を深く考察してゆく視点を得るうえでも、近世後期における組合の変化と近代における近世以来の要素の残存とを関連づけて考えることは、有効であると考えるのである。

おわりに

千葉県駅の駅伝取締規則は、翌一八八六（明治一九）年一月一日施行の筈であったが、のちに三月三十一日、六月三〇日（一部路線は四月一五日）と再三施行が延期され、

その間頻繁に区画改正が達されていることから考えると、
 実際多くの矛盾を抱えていたことが窺える。土気町組合

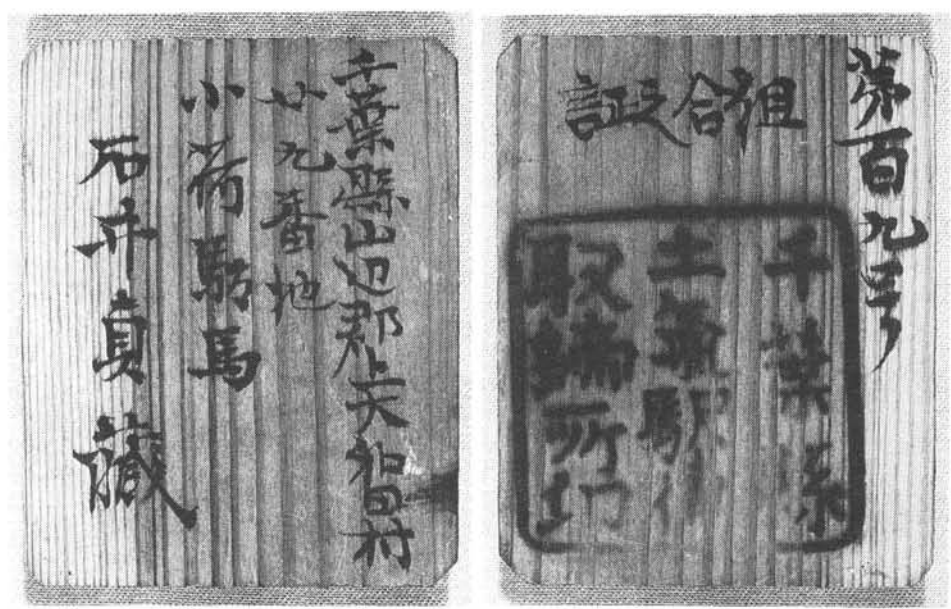


図2 土気町組合の証票。右：表、左：裏。(上大和田町 石井憲家文書近代67号)

については、現在のこの規則に基づく証票が一点残存している(図2)のみで、実施の詳細は不明と言う他ない。さらに翌年の一八八七(明治二〇)年には政府の駅伝取締準則も廃止され、駅伝組合は実に短命の制度であった(前掲鈴木氏の研究による)。今回は及ばなかったが、千葉県における駅伝組合廃止とその後の状況を検討することも、駅伝組合の性格を一層明らかにするうえで重要な課題である。

わずかな史料に基づいた事例紹介と論点の提示に終始してしまい、粗い見通しをつけておいたものの、「はじめに」で触れた課題に応えるものになっていないことを恐れるのであるが、これを機にこの方面の研究が多くの人の手で蓄積され発展してゆく一助となれば幸いである。

(付記)

本稿作成にあたっては、本文中にも記したように、鈴木淳氏より多くの貴重なご教示を得ました。心より感謝申し上げます。

(東京大学大学院博士課程在学中)

懐想の鐵道第一聯隊

岩村 増治郎

一 鐵道大隊の創設

明治二七・八年の日清戦役の折、後方輸送に関し極めて難渋した経緯から明治二九年の軍制改革にあたり、準備段階として東京市牛込区河田町六番地陸軍士官学校の構内に、工兵中佐吉見精氏を迎え鐵道大隊が創設された。明治三〇年六月には、東京府北多摩郡中野村（中央線中野駅北側、現在の中野四丁目二番地）に転営し兵營を設営した。

二 鐵道大隊初の外征

日清戦役終息の後、義和団の蜂起に対し、明治三三年七月下旬吉見大隊長自ら一ヶ大隊の編成にて出陣した。

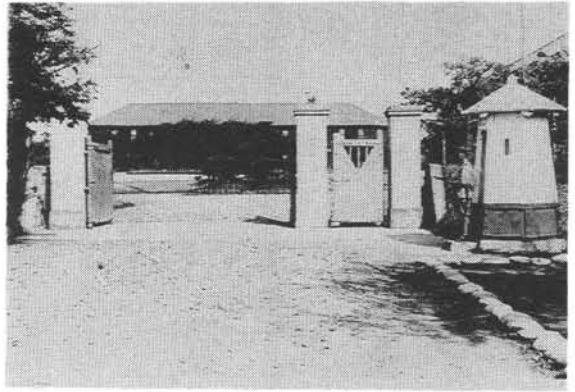
三 鐵道隊

明治三五年鐵道大隊は鐵道隊と改称した。鐵道隊は明

治三七年二月中旬日露戦役において、大隊長井上仁郎大佐指揮による三ヶ中隊の編成にて出陣した。この戦役の折、南満線を占領しつつ広軌鐵道を狭軌鐵道に改軌し、膨大な武器・弾薬・糧秣・兵員の輸送任務を完遂し、戦勝への直接の基盤を作り、輝かしい戦誌を残した。

四 鐵道聯隊への昇格

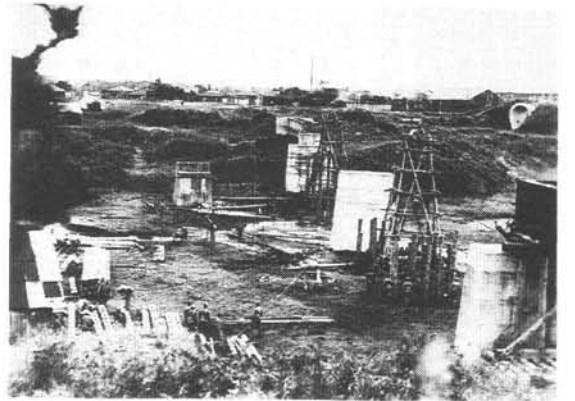
日露戦役の戦績により鐵道隊の真価が認められ、明治四一年（四〇年説もある）一〇月一日に鐵道聯隊へ昇格した。旧国鉄千葉駅（現市民会館）北方五〇〇m先の、町並みを眼下に見おろす高台の椿森一番地（現千葉市椿森二丁目、明治四〇・一年は千葉郡都賀村大字作草部。椿森は昭和一三年設定）に聯隊本部と、それぞれ四ヶ中隊よりなる第一・第二大隊が、さらに、椿森屯営から西方約一五〇〇m先（現千葉経済高校周辺）に材料廠が配された。また、第三大隊と材料廠の一部が津田沼に配



鐵道第1聯隊表門



左側手前第1兵舎



トンネルは今も千葉公園脇に残るもの、その左は、第1兵舎。

された。なお、初代聯隊長は井上仁郎大佐であった。

五 鐵道第一・第二聯隊の誕生

大正七年八月一日（あるいは一〇月）、編成改正により鐵道聯隊も二ヶ聯隊に増強され、千葉部隊を鐵道第一聯隊、津田沼部隊を鐵道第二聯隊と称すこととし、それぞれ皇軍に誇る鐵道聯隊としての誕生をみた。

戦場における武器・弾薬・食糧・兵員の輸送を任務とした。また、機関車・装甲車両の修理等にも従事し、時には装甲列車班を編成し敵を追撃した。

七 鐵道兵の訓練

鐵道兵は技術兵であって、機関車の運転・線路の建設ができるようになるには相当の日時を要した。従って教育は一年を二つに分けて、一月〜四月下旬までを第一期とし、基礎訓練を受けつつその期間内に一通り歩兵の教練までも修得しなければならぬので、並大抵の苦勞で

六 鐵道聯隊の任務

鐵道の建設・線路破壊箇所等の修繕・運転に従事し、

はなかつた。

基礎訓練の種類は次のとおりである。

1、土工 — 円ピ（小型シャベル）、十字鍬、鶴嘴にて

の掘土、投土（水平に四m、垂直に二m飛ばさなくてはならない）。

2、漕舟 — 小舟・発動機舟・鐵舟（筏となる）の操舵。

3、架橋 — これは次の三つの作業がある。

連結 — 鋼・麻縄・荒縄・鐵線・銳かすがいを用いて、築頭ちくとう

楼ろう（杭打ちのための檣）を築く。

木工 — 築城（簡易的な橋脚であるサンドル構築の

こと）。架橋には主として木材を使用した。

植杭 — 大錠（張り鋼をとめる杭を主に打つ）、手し

用築頭ちくとう（土地を平らにする器材）を用いる。

4、重材料運搬 — 腕または肩による運搬。

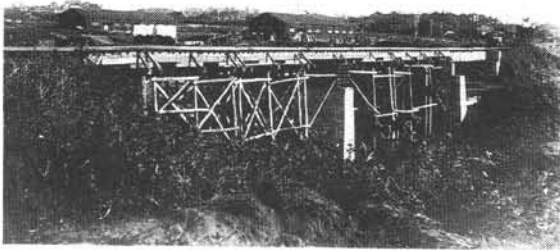
5、爆破 — 黄色薬、黒色、ダイナマイトによる爆破。

導火索 — 一秒間に一cm燃焼。

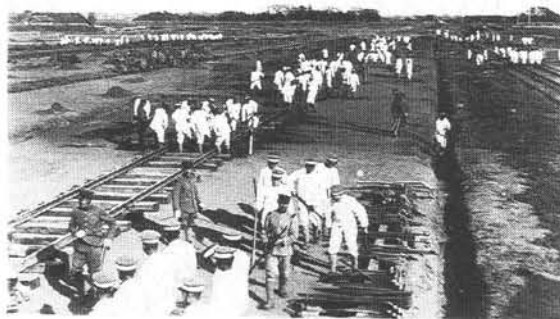
導爆索 — 一秒間に千m燃焼。

6、軌道敷設

これは、下部建築 — 路盤を作る事、上部建築 — 軌道を敷く事よりなる。作業を行なう作業中隊は四ヶ小隊よ



板桁構築

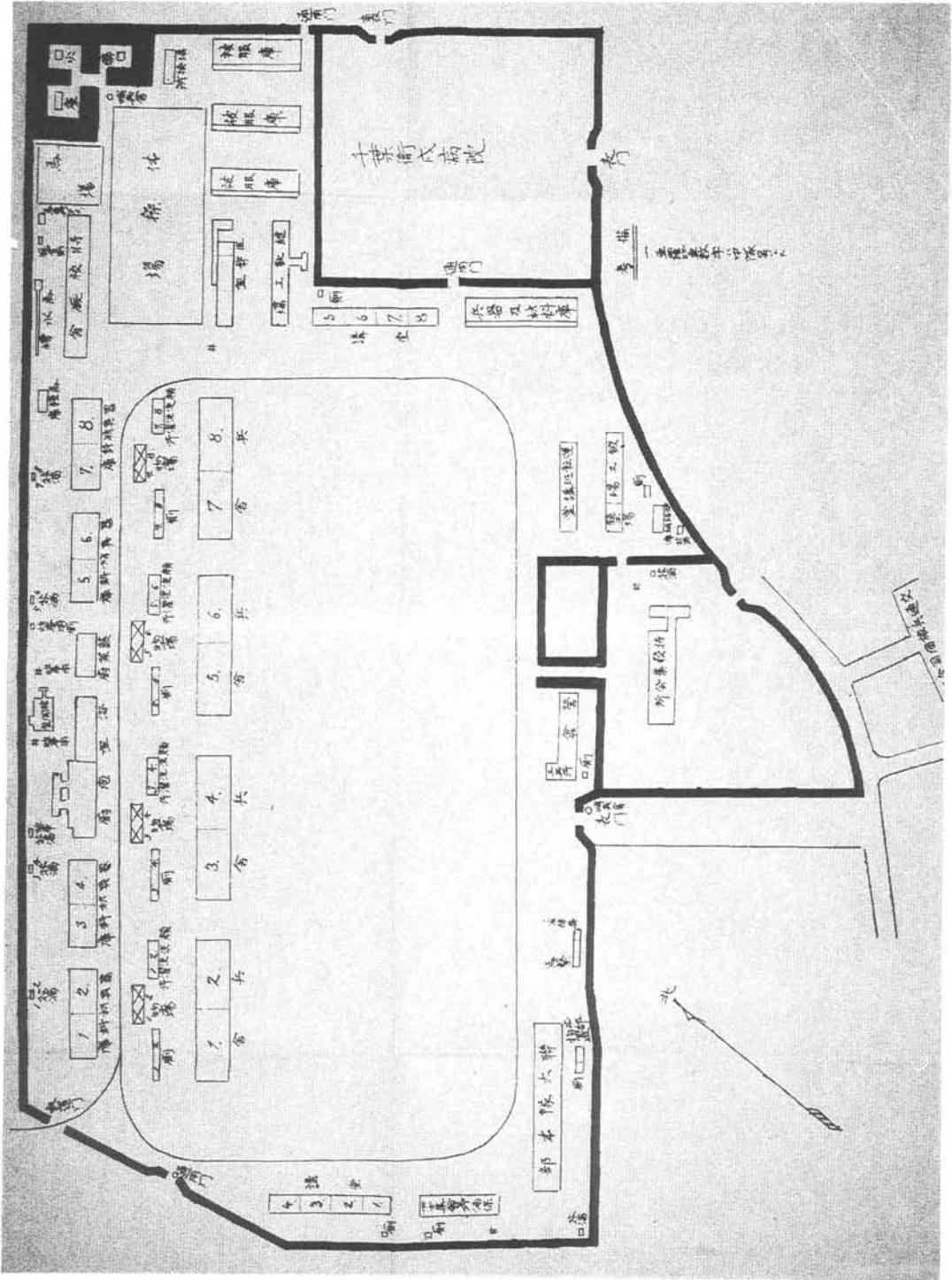


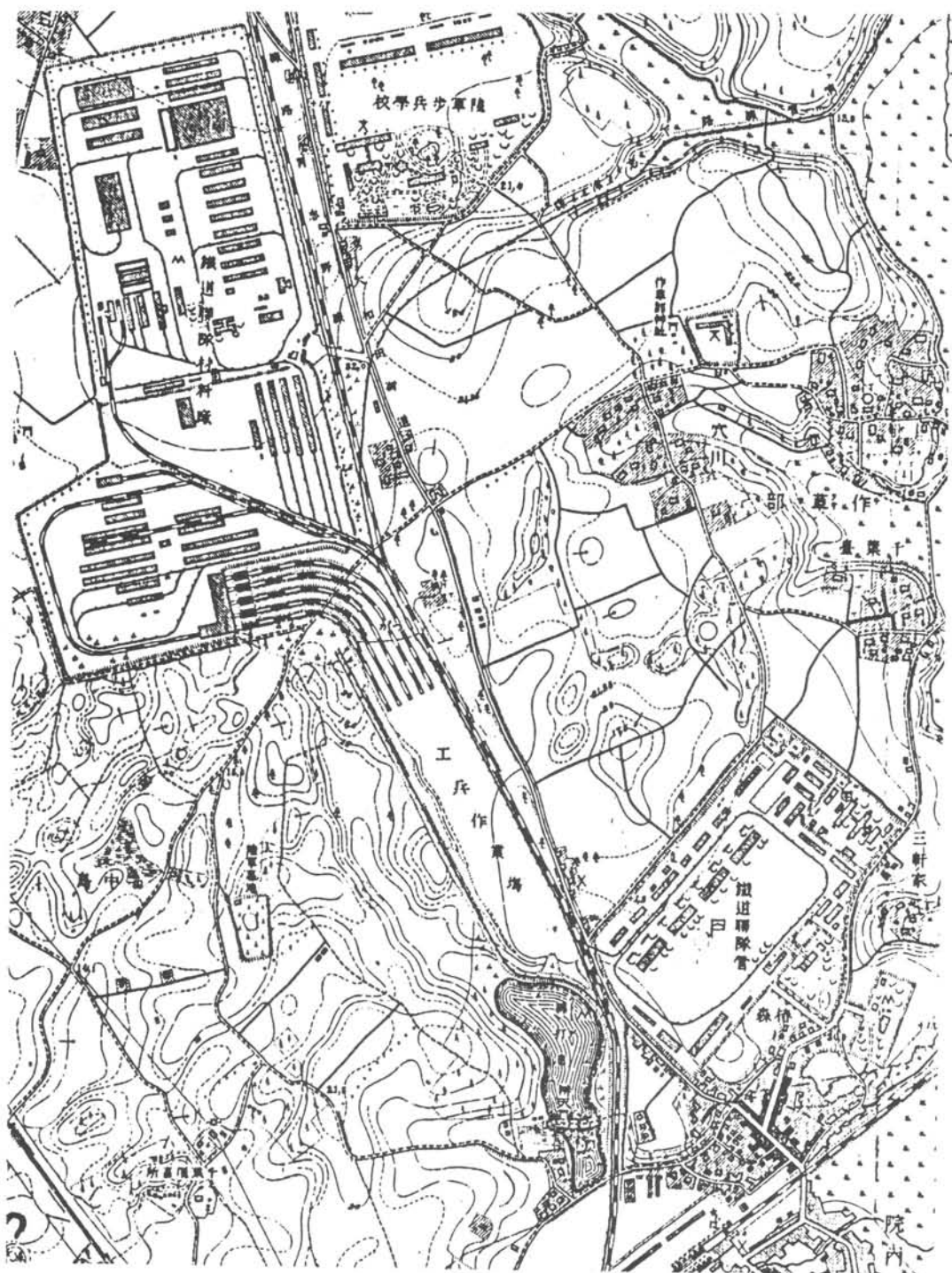
完備釘着班



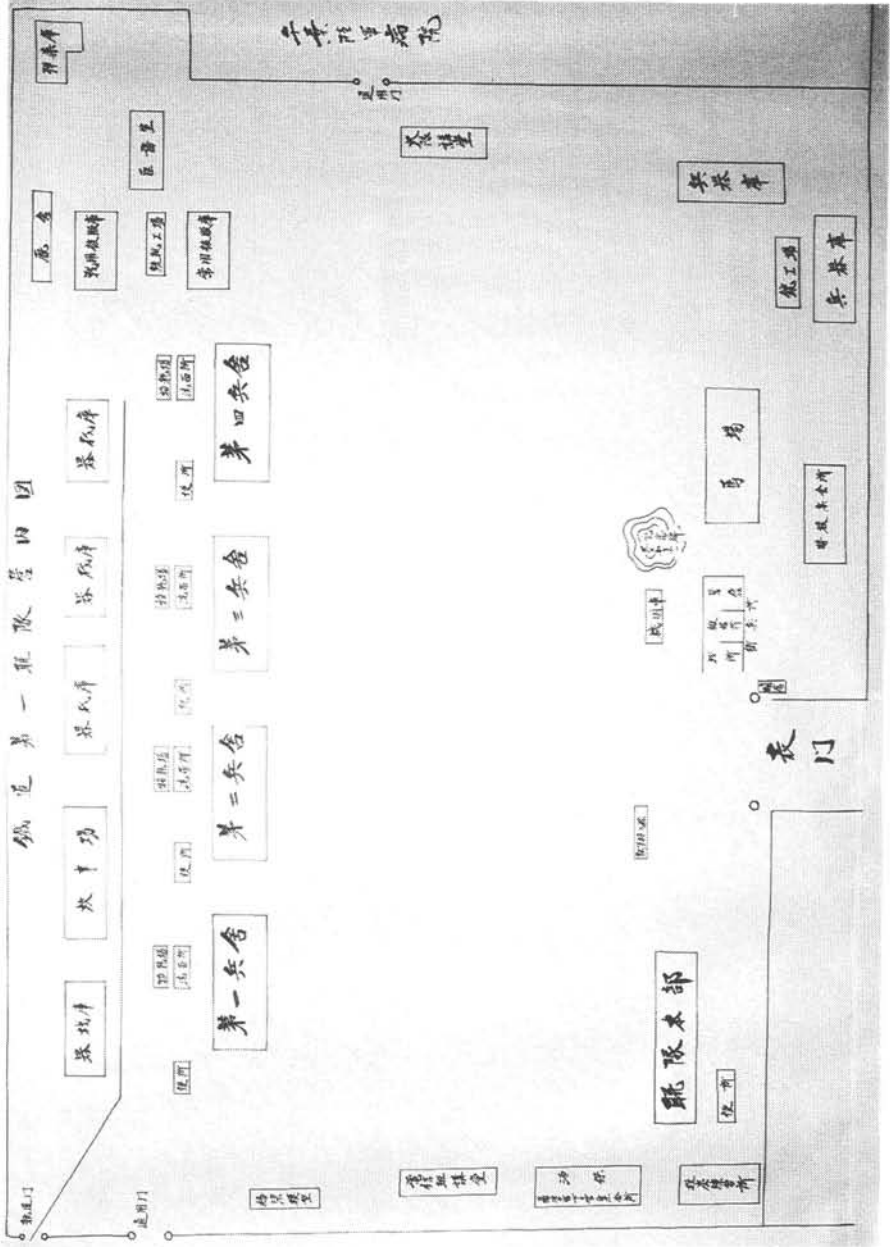
完備填塞班

鐵道聯隊本營一般圖(三九CM×五五·三CM) 原町市 廣瀬正弘氏藏





国土地理院発行、一万分一地形図「千葉」(部分) 下志津及習志野原近傍七号 大正六年測図
加藤博仁氏蔵



鐵道第1聯隊営内図、筆者作成

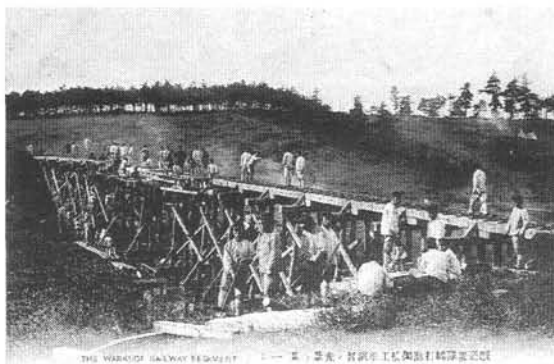
り編成され、作業内容は次のとおりであった。訓練期間中に各班に配属され、次のすべての作業を修得した。

第一小隊――^{けいし}経始班――軌道の敷設中心線を定める。

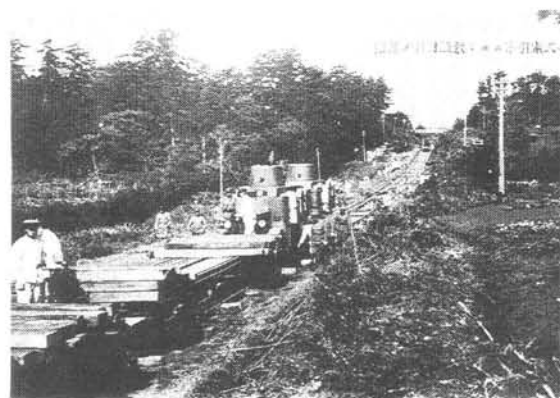
^{きんち}均地班――軌道を敷設する土地を平らにする。

「枕木班――枕木を運搬し軌道の敷設位置に置いていく。」

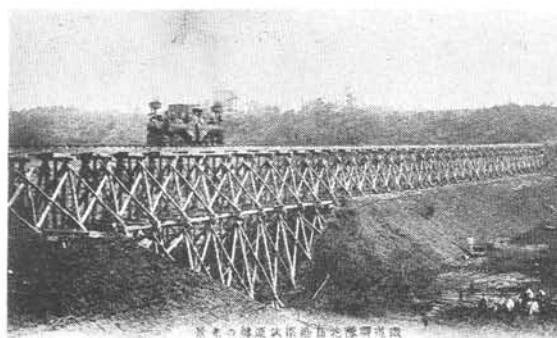
「軌条班――材料車が通れるようにレールを置いていく。」



鐵道聯隊綿打池架橋工事、吉田公平氏蔵



園生町地先、右上の橋は穴川橋



花島橋梁試運転、吉田公平氏蔵

第二小隊

材料車班 || 材料車にレール・枕木を乗せて作業頭に向かう。

接続補助班 || 線路をつなぐ鋏接板と接続ボルトを置いていく。

接続班 || 鋏接板と接続ボルトで線路をつなぐ。

緊締班 || 鋏接板の接続ボルトを完全に締める。

釘着準備班 || 枕木の上にイヌクギを置いていく。

假釘着班 || 枕木二本おきにイヌクギを打つ。

完備釘着班 || もれなく枕木のイヌクギを打つ。

第三小隊 || 假方向班 || 経始班の定めた中心線に軌道の方向を合わせる。

假填塞班 || 線路の高低を修正するために枕木の下を土壌と石でつき固める。

完備填塞班 || 高低の仕上げ。

測量小隊 || 中心測量・高低測量 || 作業の確認、及び敷設

軌道の記録作成。

作業中隊は概ね二五〇名の兵員で、一一時間作業にして約一・五kmの軌道敷設を完了した。

第一期の検閲終了後、引き続き各人の適性に

応じて

特業―運転、通信、材料廠諸工手（旋盤工手・仕上げ工手・写真工手・印刷工手・鍛工手・組立て工手・木工手・鋳物工手・機工手）、銃工手、縫工手、靴工手、一般兵のいずれか一の訓練を五月―一〇月に受け、それぞれ検閲終了後一人前の鐵道兵となった。

八 鐵道第一聯隊の編成

筆者が當聯隊に配属されていた昭和一六年―二〇年頃は、戦時補充聯隊に改編され三ヶ中隊・一材料廠に改組されていた。兵員は約一三〇〇名位であったが、戦地用員の入隊により二五〇〇位まで増員した。

一兵舎には二ヶ中隊、約三〇〇名が入っていた。兵舎は正面の長さ五〇m位、奥行き二〇m位であった。

九 その他

1、今も千葉公園の脇に残るトンネルの模型は、位置は変わっていない。このトンネルをでると橋脚が四つあった。

2、鐵道第一聯隊の路線には、千葉駅・都賀駅・園生駅・犢橋駅・柏井駅があった。駅には二間四方位の小屋があって、それを駅と呼んだ。演習時にはそれぞれの駅

へ一ヶ分隊が配置され、駅勤務及び駅相互間の警備訓練等が行なわれた。

3、写真は写真班が演習を撮影し、終了後に配ってくれた。また、絵はがき類は販売もしていた。

一〇 私の軍歴

昭和一六年一月一〇日 鐵道第一聯隊入隊。

昭和一七年六月 鐵道第二聯隊派遣。

昭和一七年一月三〇日 鐵道第一聯隊へ元隊復帰。

昭和二〇年三月 陸軍中野学校へ入学。ここで終

戦を迎える。

△編者注▽

本文は、茂原市本納に在住の岩村増治郎氏が執筆された「懐想の鐵道第一聯隊」を、最小限の編集の上収録させていただいた。また、本文中の所載を銘記していない写真は同氏所蔵品である。

依田美狭古のアルバムより

明治中期の千葉町風景

はじめに

アルバムの所蔵者石井豊氏は、佐倉市千成にお住まいの森鷗外研究者である。

石井氏は会社勤めのかたわら、三〇年来鷗外の研究を続けられており、研究の過程で鷗外の漢学の師といわれる依田学海（百川）について調べられた。東京都中野区に孫にあたる方を捜しあて、昭和五八年四月に訪問してみると、学海に係わる史料を多数所蔵（その後、史料は石井氏に寄贈された）していることを確認された。その中に学海の長男美狭古が、主に千葉町の代表的建築物の写真を一冊にまとめたアルバムも含まれていたのである。

石井氏の研究にとっては副産物であるというそのアルバムを、平成元年四月三〇日わざわざ郷土博物館へ持参して下さったばかりか、千葉市史編纂事業での活用を快諾されたことにつきまして、心より感謝いたす次第です。

二 依田美狭古について

明治三年二月二六日 依田学海（百川）の長男として佐倉に誕生。

（「依田学海年譜稿」昭和十一年一二月美狭古起稿）

明治二三年八月下旬 第一高等中学校医学入校試験及第。

（「漫遊詩文集三」美狭古著）

「漫遊詩文集三」の試験及第の次ページ以降には、

〔学窓漫吟〕の見出しと共に一八名の同窓学友の記述および「千葉高等中学一二勝」と漢詩を付し、明

治二五年早春学友と九十九里行、あるいは「吾恩師

第一高等中学校医学部教諭松村三省先生以六月廿九

日」を送別し、明治廿六年一月廿九日得医会会員に

て梅松楼に新年会を開き、同時に卒業生（第一高等

中学校医学部としては初の卒業生）の送別会とした

という記述で「漫遊詩文集三」は完結している。

同期学友一八名中の九人は大正一二年九月発行『千葉医科大学一覽』によれば明治二八年三月に卒業（総数四六人）しているが、その前後をみても依田美狭古の名前は出ていない。「依田学海年譜稿」によれば「二十六年（癸巳）五月七日相州大磯ニ往キ義弟藤井秋濤及兒美狭古ノ療養スルニ会シ」とあり、美狭古は医学部三年生の時に病氣療養したことがわかる。その後のことでは「明治三六年六月岸田恭議次女喜代と結婚」している。学海の五女柳枝（明治一三年七月二日生）の「親類書」によれば「兄 海軍史編纂囑托 依田美狭古」とあり、「姉花枝」（四女、明治一〇年六月一五日生）も嫁している。明、明治三〇年前後に美狭古は海軍史編纂囑託になったものであろう。

また、石井氏の調査では、美狭古はカメラおよび現像機器を所有し、自分で取り扱っていたことは間違いないとい、使用したカメラはドイツ製のベストという器種であろうということである。

三 千葉町関係写真解説

縦一 cm 横七・八 cm の折本の小アルバムは桐板製の表紙に毛筆で「明治辛卯夏 草まくら 春圃小仙」とあり、

佐倉藩権大参事を勤めた漢学者依田学海の長男美狭古が、明治二四年（一八九一）夏に製作を完了したか、あるいは製作をはじめたものである。これには縦五・三〇・六 cm 横八・三〇・九・六 cm の印画紙（現在のものよりかなり薄手）焼付が二〇枚ファイルされ、後半五ページは白紙である。医学部、病院、千葉警察署、県会議事堂、尋常中学校（千葉女子師範学校）、師範学校、千葉県庁、市場通りの順で並べ、さらに千葉市外と思われる四景が収納されていて、その一部には美狭古の筆跡になる毛筆の写真表題が付されている。これらの写真のうち、近接して撮影された建物の場合には、構図、光線、ピント具合ともまことにプロ級の撮影技術で、絵はがきにも劣らないが、亥鼻台上の病院や医学部の遠景などは、広いキャンパスのためでもあろうが普通に撮れている。なお、千葉市域関係の分は、依田美狭古が、第一高等中学医学部入学前および入学後である明治一五〜二六年頃のものと考えられ「草まくら」は旅寝で、旅や旅籠にかかる言葉であるから、この分は「千葉町旅情」といった意味をこめていると推定するのであるが、全部を本人が撮影したか否かについては今後の研究課題としたい。

およそ百年前のこの頃は、市町村制の施行の時期にあ

たり、千葉町の近代化の時期である。ちょうど、明治二四年一月一九日印刷の『千葉繁昌記』に収載されている「千葉町繁栄之図」(第一図)と同じ頃の風景であるといえるだろう(以下、同書からの引用は「雀巢子の記述」と表記)。そして、千葉市のみならず千葉県下においても、明治中期およびそれ以前の写真は著しく稀少であり、明治末期に至って、ようやく明治四四年の千葉県庁落成および共進会関連写真の絵はがき製造や、市街案内写真集の発行などによって、かなりの写真が撮られていて、その残存も多いことが知られている。

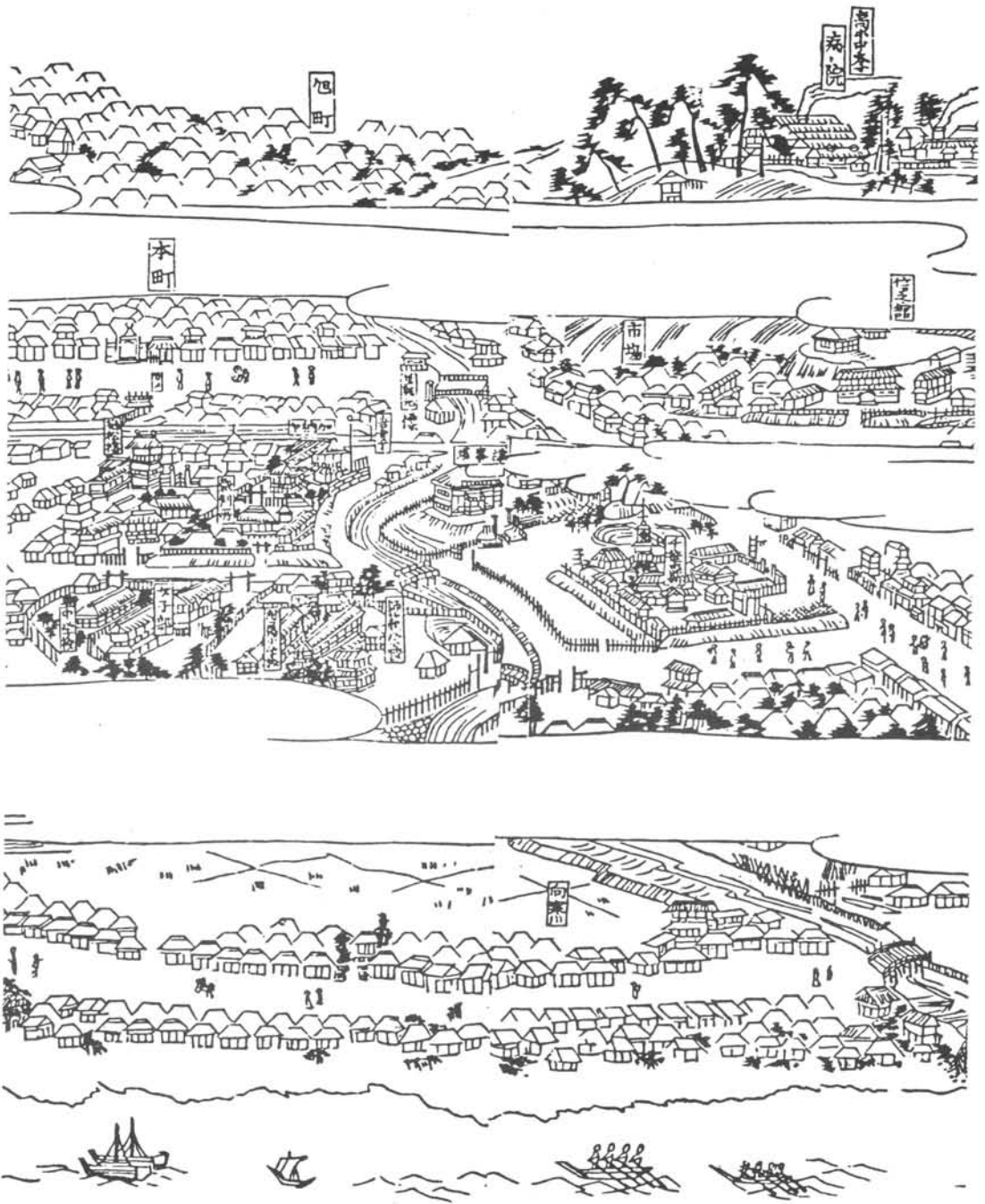
次に、アルバム中の千葉市域分の写真の複写を掲げ、当該施設の変遷などと、拡大鏡でよくみた写真の内容を説明しようと思うが、以下記述にあたり明治時代の年代については「明治」を省略したこと、引用文の「:」は一部省略を示すこと、見出しに付した「」はアルバム台紙に書かれた原表題であることを注記しておく。また、千葉町の市街図の古いものは、明治三十九年三月測量、同四〇年一月七日発行の八千分の一縮尺『実測千葉市街図』であるので、当該中心部をここに掲げ(第2図)、建物については明治期〜大正初期の別の写真や絵も参考のために掲げた。

また、掲出外の図書・図版として『千葉市誌』『千葉大学三十年史』『千葉市のあゆみ(市広報課発行 図録)』『千葉町中心街家並概念図 明治四〇年(北島隆氏作成)』『千葉県千葉商業学校卒業記念(アルバム、黒川和徳氏所蔵)』なども参考とさせていただきます。

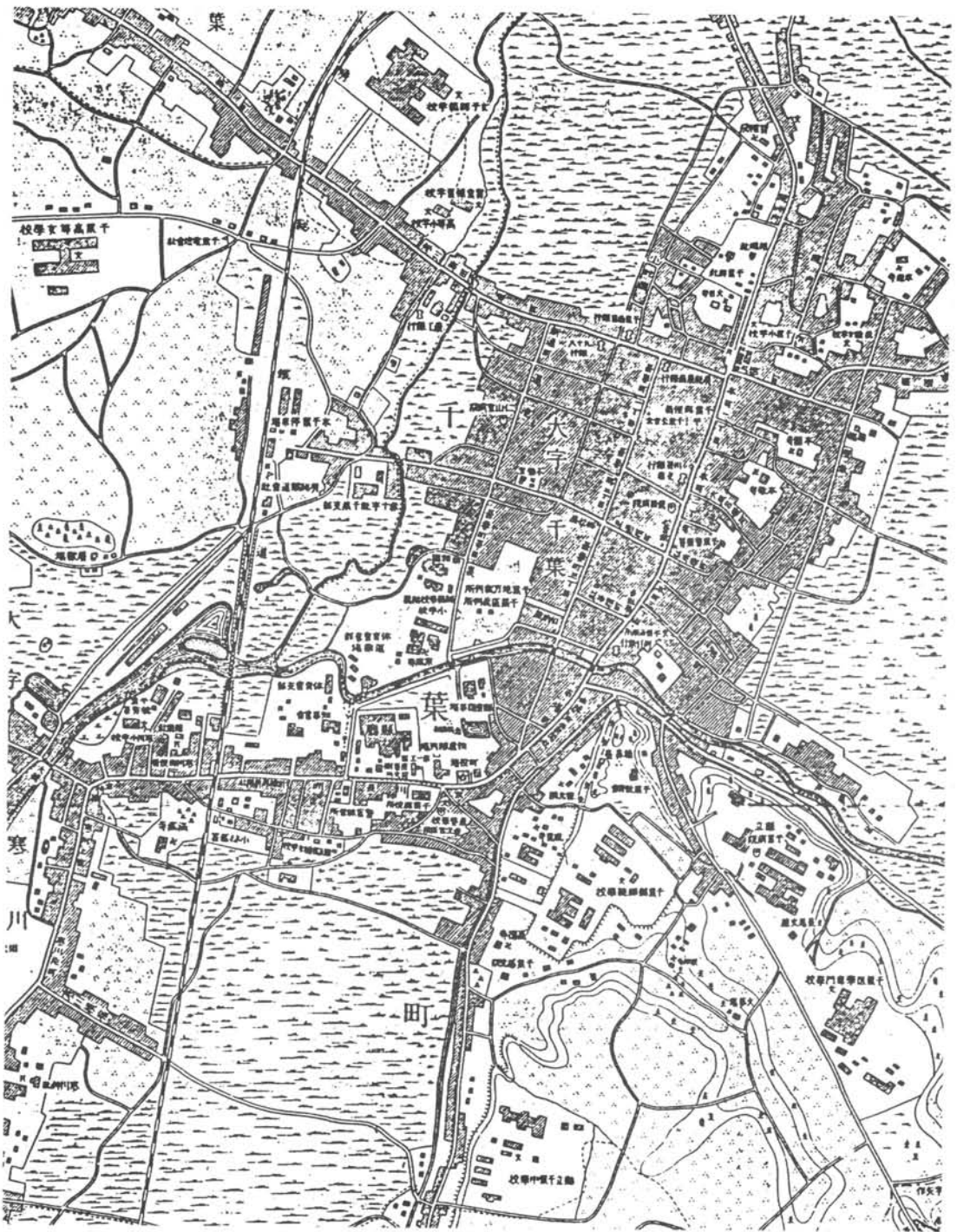
千葉県庁

六年六月一五日千葉県が置かれ、同七月二日になって仮庁舎を千葉神社神官千葉良胤宅である正覚院(現千葉神社境外西側の院内一丁目一七一―一付近)とした。しかし翌七年二月三日裁判所仮庁舎(千葉神社門前にあった大日寺、現通町公園)放火の類焼にあい、翌日には来迎寺(現道場北一丁目三番および道場公園が旧境内)に移したが、九月三〇日によりやく現在地へ開庁した。

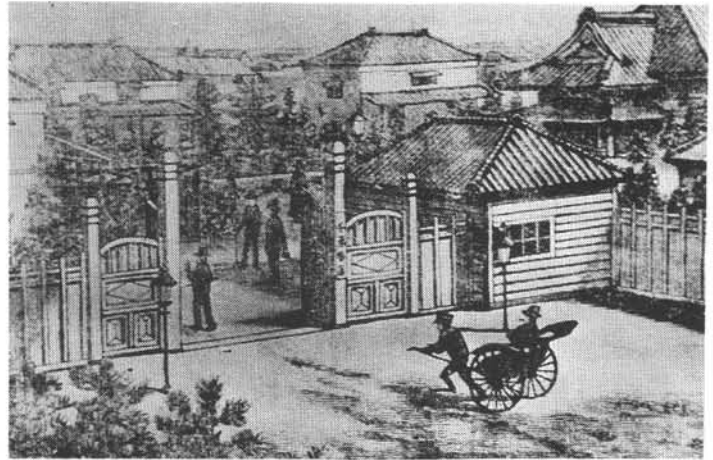
七年二月一八日付の千葉県布達によれば「:一旦仮庁補理致シ候モ数年ヲ不出新築セサルヲ得ス、左候而は民費重複の姿ニ付、此際入費総額金貳万円迄ヲ見込、新築候方可然旨決議相成候:但県庁議事所之義モ本文新築ニ付而は新庁に接シ造営可致:」とあったが、「千葉県歴史原稿」(『千葉県史料近代篇 明治初期三』)によれば、「県庁并ニ付属建家共建坪三百七拾二坪五合 明治七年六月九日着手 同九月廿四日落成 此入費金八千六



第1図 千葉町繁栄之図(部分) 『千葉繁昌記』雀巢子著 明治24年12月21日出版



第2図 実測千葉市街図(部分) 明治39年3月実測同40年1月7日発行 海保四郎家蔵



第3図 千葉県庁 『千葉県地誌』明治30年発行

された。なお、敷地四反二畝二九歩は水田であったから、土盛り工事をし、千葉町から六一九〇人、登戸村から二〇〇人、千葉郡内他村から一五〇〇人と合計七八九〇人の土工人夫を動員したことも記されている。

この七年九月三〇日開庁した県庁舎は四〇年一〇月起工、四四年五月五日開庁のルネッサンス風県庁舎（昭和三七年解体）にかわるまで存続したことになるが、第2

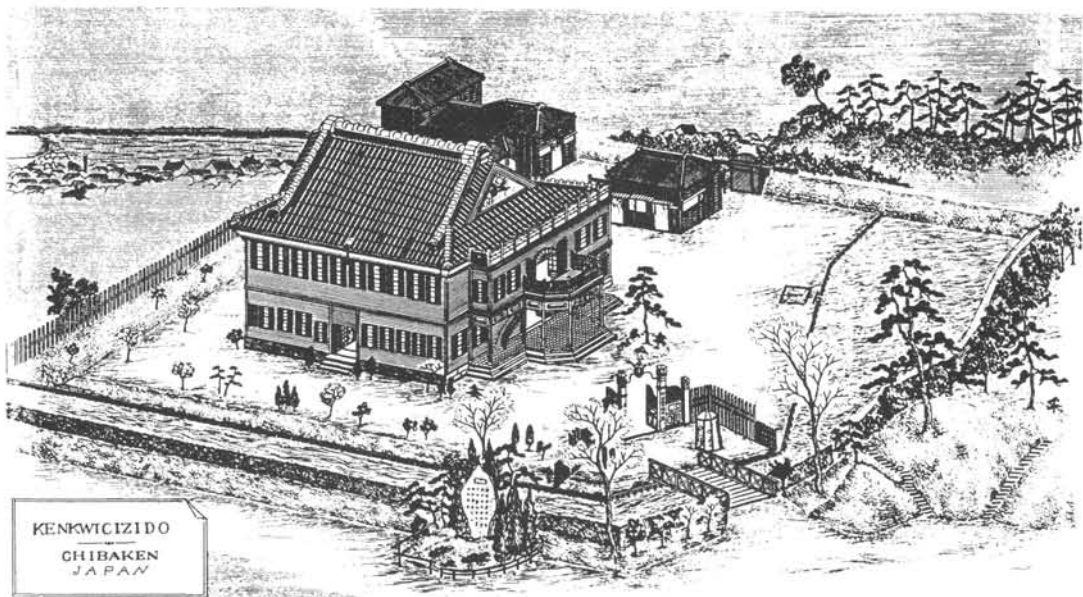
百九拾八円
九銭老厘周
囲ノ塀柵共
とあり、旧
印旛島の倉
庫を移築し
た他に、議
事堂および
控所の建築
費六六七円
余を合算し
て、総建築
費九八九八
円余で造営



第4図 『日本博覧図』和田毅一図版（部分） 和田憲治郎氏蔵

図の県庁の建物配置や規模の様相は第1図よりも大規模であり、大部増改築があったようである。

本写真（口絵一）は、現企業庁側の道路位置から、盛土によって一段高い位置の県庁正門を撮影しており、門標の「千葉県庁」、門脇の守衛所とその前の大八車、ガス灯がシャープにうつっている。雀巢子が「：政庁たるの外観あるなし、僅に県庁として見るべきは表門



第5図 県会議事堂 『日本博覧図』明治27年8月発行 和田憲治郎氏蔵

の白ペンキ日に晒れて其光、暉々たるあるのみ。」と記述するとおりである。写真の右奥の白塀内の瓦屋根（玄関屋根のようにみえる）は、第3図（『千葉県地誌』三〇年刊）にもあり、これが本庁舎であろうか、旧菊間藩邸を移築したものかどうかわからない。

写真には写っていないが、さらに右手奥には、雀巢子（：船越衛（一三年三月～二一年一月県令・知事）君が千葉の県に時めきし頃造営せし時計台の装置：」と記述する三層鐘楼造風の建造物があったはずである。時計台は第1図と第4図『日本博覧図』の和田叡一図版（二七年八月発行）に明瞭である。

「県会議事堂」

『千葉県議会議史第一巻』によれば、第一回県会は、六年一〇月（一六日を含む）光明寺（現中央四丁目勉強堂眼鏡店付近にあった）を仮議場とし、第二回は県庁構内に新築された議事場で七年八月一九～二三日に開場式とあわせて開会されているという。この議事場は「千葉県歴史原稿」によれば、「議事堂建坪式拾五坪 明治七年七月五日着手 同九月五日落成 此入費金四百六拾円八拾四銭壹厘」とあって、前者の開場式とこの落成日では記述が不整合であるが、とにかく第一次の県会議事堂で

あった。

その後まもなく、『千葉県議会史第一巻』をみると、一三年度の号外議案第一で議事堂建築諸費九九三三円の予算案が可決し、同年度中に落成し、一四年度通常会（四月一五日～六月）は新議事堂で開会されたようで、第二次の議事堂が新築されたわけである。

雀巢子は「県庁の東僅に数十歩、巍々乎として雲際に聳るものあり、是れ即ち千葉公園（現羽衣公園の旧称）に独立せる県会議事堂にして：外観頗る美麗なりと雖ども其内部は甚だ不完全の実ありて常に地方税の厄介を免れず：」と記述し、第1図に外観立派に描いているし、第5図では全景がよくわかる。この建物位置は、現在の羽衣橋を渡って左（北）側の丸屋根の前議事堂（昭和三七年建造、今迄は県史編さん班などが使用、取壊しの予定）のあたりに比定されている。

本写真（口絵2）は、第二次建造の議事堂のほぼ正面（東側）から撮影したもので、玄関ポーチ前の植木の傍に羽織はかま姿と帽子白手袋の洋装の対象的服装で二人の紳士が立っていて、左手前に白ペンキ塗の議事堂正門の門柱が写っている。

この議事堂は一四年から、四四年ルネッサンス風県庁

舎（議会玄関は都川側にあり、角屋根が議場である）の落成まで存続した。

千葉警察署

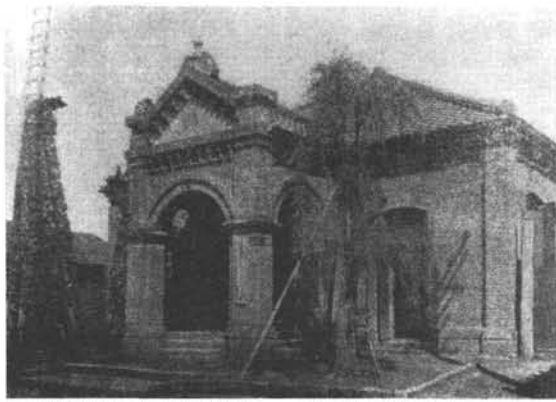
制度的なことになるが、当初、司法省直轄の司法警察制度にはじまり、五年八月一二日木更津裁判所と印旛裁判所が設置され、裁判所内の検事局が警察の任務をしていた。七年一月司法警察と行政警察の分割により、千葉県は八月に大区・小区に取締所を設置して警察官吏を駐在させた。同年一月大区取締所は大区出張所と改称され警部をおき、小区取締所は小区屯所と改められ巡査をおいた。さらに内務省通達をうけて一〇年二月には出張所は警察署、屯所は分署と改称された。

その頃、千葉郡（第一一大区）市原郡（第五大区）には出張所を置かず、県庁中の第四課（行政・司法の警察事務を管掌）が直轄していたようである。そして、一二年一月になって院内の千葉神社大鳥居東側（現本町警察官派出所の前の国道および院内公園の西南隅のあたり）に、ようやく千葉警察署が創建されたが、一九年九月一日九日火災により焼失したのである。

そこで、本町二丁目（現出光興産本町給油所の位置）へ、総工費一一七七六円をかけて総レンガ造りで建造し、

二一年四月二一日新築開署した。雀巢子は「赤煉化赤く
畳まれて一屋を為し昇降口の上辺黄く菊紋を現し黒衣に
白衣に帯剣の武者類に来往し：千葉本町二丁目に在る千
葉警察署也、同署は明治廿一年の新築に係る者にて千葉
市中煉化の魁首也四辺茅屋此署独り巖然たり：」とカラ
フルに賛辞をもって記述し、第1図では「本町」の文字
の左下に、同署の玄関ポーチに似せて描いている。

本写真（口絵3）は、秋（あるいは春）の太陽が南中
を少し廻った午後道路側左手から撮影し、玄関標札を
中心に、左側に掲示板を配した構図にまとめている。四



第6図 千葉警察署 『千葉街案内』
明治44年5月発行

四年五月発行（古
川国三郎編纂）の
『千葉街案内』
（第6図）では、
道路右手から撮影
し、標札は右柱に
掛っていて、右側
は柳の植栽か、左
側は掲示板はなく
て火の見櫓様のハ
シゴと半鐘が写っ

ているが、建物には変化がない。

昭和初期にはポーチの切妻屋根がなくなり、ポーチ全
体がモルタル外装になり、右側に鉄塔様のものがあり、
左側に掲示板が立つ。そして昭和八年二月一六日火災の
後、吾妻町三丁目（現千葉県文書館と千葉市中央消防署
の位置）に移転し、鉄筋コンクリート三階建（外装レン
ガ）で昭和一〇年六月四日開庁した。この建物は昭和二
三年三月六日「千葉市警察署・国家警察千葉地区警察署」
（自治体警察制度改正のため）となり、昭和二九年七月
再び県警千葉警察署となり、昭和三七年八月千葉中央警
察署と改称し、昭和四八年現在位置の千葉港へ新築移転
した。建物は昭和六二年の県文書館起工まで存続してい
た。

市場通り

本写真（本誌表紙）は、亥鼻山が正面に横臥し、松の
姿が特徴的である。道路右側の電信柱（二二年三月一〇
日千葉電信分局開局、同年末県庁と監獄署（現港町の東
京ガスのところ）に電話線架設）は腕木が付いていて、
位置は現志方写真館から亥鼻山へ上る道のあたりに立っ
ているようである。道路左側にある立派な二階建は何か、
その左奥の中二階付らしき建物が何か不明である（市場



第7図 「市場通ヨリ猪ノ鼻台ヲ望ム」
繪ハガキ



第8図 市場通り 『千葉誌』千葉町編纂
明治44年5月発行

町の田口様、智光院様、伊藤様、矢沢様など、七〇八十
代前後の方にお尋ねしたところ、伝聞とも不詳)。二五
年四月一〇日の吾妻町二〇三丁目、本町二〇三丁目、市
場町、千葉寺村罹災、四一七戸焼失の大火で失われたか。
二七年印刷の『千葉繁昌記』に「市場の万林館勤工場は
同所の鈴木常吉氏（鑑甲職）の創立にして…本館は千葉
町市場区四百八十二番地（現長崎カステラ店、旧勉強堂
眼鏡店）明治三十年代以降）に設け万林館と称し誠実熱
心なる商業家に貸与する所とす…本館は工芸技術に富み
改良進歩を計り品質善良価値低廉なる物品を陳列し以て

昨年新築して結構宏壯也千葉県首府の町役場として決し
て見悪からざるなり…又此の役場は浦役場をも兼ねたり…」
とある。第7図は四〇年頃（三八年頃発行か）と推定す
る郁文堂製の絵はがき「市場通ヨリ猪ノ鼻台ヲ望ム」で、
左端の建物が千葉町役場である。第8図は四四年五月一
五日発行の『千葉誌』（千葉町発行）の口絵にあるもの
で、電柱が堂々とたっており、役場が仮転居して物産館
の外構築成中といった風景であるが、参考に収めた。

「師範学校」

印旛県が設置した教員養成機関鴻台小学を、六年七月

に千葉町正妙寺（九年千葉町反別帳は本町一丁目七一八番地一〓昭和一一年改正地番で一三一番地〓昭和四五年住居表示による本町一丁目五〓八〓九、現村田酒店・中華宝家の裏（東側）にあった）へ移し千葉小学と改称したが、木版刷の県布達によれば「第貳百十号 千葉学校自今千葉師範学校ト改称候條為心得此段布達候事 明治七年五月十五日 千葉県令柴原和代理千葉県権参事岩佐為春」（今井喜夫家文書）とある。『千葉県教育百年史第一巻』によれば、八年一二月二七日千葉師範学校新築伺を提出、九年七月校舎・寄宿舎が落成し、開校を控えた九月七日、附属小学校のみを残して火災焼失したため、再建開講式は一〇年四月二九日となった。それが「校舎は都川にのぞみ、総二階建て規模も大きく、県内唯一のモダンな洋館であった」とある。この位置は九年八月作成の「千葉町反別帳」（和田憲治郎家文書）で「字川崎：千百九拾七番 一、学校敷地壹町九畝六歩 千葉師範学校右取扱校長」とあり、「大日本下総国千葉町字限絵図 明治廿一年七月十三日 和田氏」の表紙のある字切地番図（前同和田家文書）によれば、現在のNHK千葉放送局と千葉県文書館と千葉市中央消防署の敷地に該当する。

本写真（口絵4）は、正門前に橋がかかっており、左側門柱には「附属小学」の標札がみえるが、右側門柱は「千葉尋常師範学校」と判読してよいようであり、校名が一九年に改称した後の撮影であろう。写真の右手前の土手は県庁南側の土手であり、左手前の土手は知事官舎等（現都川公園内にあった）の土手であろう。第1図によれば、県庁の南側の道路は都川に突き当り、橋は師範学校入口のために懸っている（通称学校橋）。この道路は、第2図でも同じ状況であるが、大正五年九月多田屋書店発行の『詳密千葉町全図』では、現在の松田屋ビル（楽器店）の裏通りまで直進する（「記念道路」と通称している）ので、四四年の県庁落成時に延長したものと推定。この道路の開通によって師範学校の敷地は南北に分断され、NHK側と文書館側に分かれてしまった。師範学校正門前の学校橋は都川をまたぐ都橋とかわったのである。なお、師範学校は三〇年九月一五日南亥鼻に新築移転して、現在の県文化会館の位置で同年一月二八日落成式を行った。翌三一年四月一日「千葉県師範学校」と改称した。

さらに昭和二四年五月千葉大学学芸学部統合され、翌二五年度から教育学部に改組分離し、昭和三七年四月

現在地の弥生町校舎へ移った。

「尋常中学校」(千葉女子師範学校)

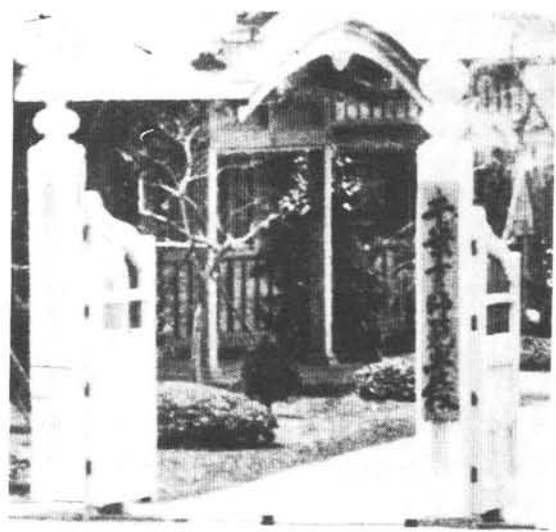
本写真(口絵5)は、アルバム台紙には尋常中学校と記載されている(第9図)が、写真の門標は「千葉女子師範学校」(第10図)となっている。正門奥の遠景に水

写真)と比較すると、植栽された木の枝振りなどは同じである。

千葉女子師範学校は、一〇年八月一六日師範学校内に設置され、一三年四月二三日独立校舎が新築竣工し五月二日開校、一五年五月一日と三日に近衛演習御統監の明治天皇の行在所となつた建物でもあつた。



第9図 アルバムの表記



第10図 門標(第9図の拡大)

一七年六月一九日には統廃合して「千葉師範学校女学部」と改称した。一九年二月師範学校(通称男子部)の北隣に校舎を新築し、「千葉師範学校女子部」と改称した。

田の光景がみえ、正門前の道の手前は田起し畦畔付けがされて水が入った水田になっており、道路上は着流しの人物が背後(左)から陽光をうけて立っている。玄関の

び独立して「千葉県女子師範学校」となり、同一二月に現JR千葉駅前に新築移転した。

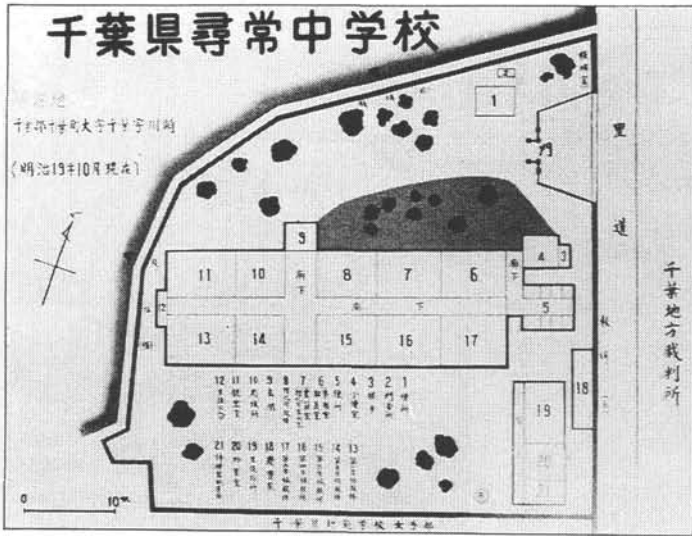
状況は『明治天皇御遺跡』に収載されている「明治十五年頃の千葉女子師範学校」の写真(卒業記念らしき集合

一方、中学校は、一一年八月(六日)千葉師範学校の校舎の一部を分割して創立し、「千葉中学校」と称した。一九年八月一五日に千葉師範学校女学部の校舎に移転し、

同一〇月九日学校令に基づき「千葉県尋常中学校」と改称した。

三二年四月六日訓令に基づき「千葉県千葉中学校」と改称し、同七月五日現在地の葛城へ新築移転した。

さて、第1図をみると、中学校と女子部は裁判所側に校門があり、中学校の校門の向い側は門のある建物が描かれている。校舎は背中合せに各々東西に長く並んでいる。



第11図 千葉県尋常中学校平面図(明治19年10月現在)
『創立百年』千葉県立千葉高等学校
昭和54年10月15日発行

その間には板塀が巡っていて女子部の玄関は南向きに描かれているので、中学校の玄関は北向きということになる。千葉県立千葉高等学校発行の『創立百年』収載の、一九年一〇月現在の千葉県尋常中学校の平面図(第11図)をみると、敷地の北から西は水田に囲まれ、東側に校門と道路があり、道路の東側は「裁判所」と記されている。本写真の前面の水田は、九年千葉町反別帳には、宗胤寺所有「田二反三畝三步」と、左前面は和田円治(和田憲治郎家)所有「田老反九畝一九歩 内二八歩堀上畑」とあり、この田の左が裁判所敷地である。また、この水田のもっと手前(東部)は病院敷地(後述の公立千葉病院)であったが、病院は二三年九月に亥鼻台上に移転した。この水田は、第2図でも裁判所敷地に含まれている(現千葉県地方検察庁の位置にあたる)。

結局、本写真は、門標のとおり一三年四月〜一七年六月の間に撮影され、その時は水田であったということになる。そして、台紙の記載は、二四年夏にはこの建物は千葉県尋常中学校が占有していたこと、アルバム作成者依田美狭古は医学生として千葉に来ていたから熟知していたことにより、「尋常中学校」と表記したのである。

蛇足だが、裁判所は二六年に新築され、関東随一と記す（二七年印刷の『千葉繁昌記』）が、それ以前は「：築造の状は県庁と大差なきが如し：」と雀巢子は記述しているので、撮影対象にならなかつたのかもしれない。

第一高等中学校医学部と県立千葉病院

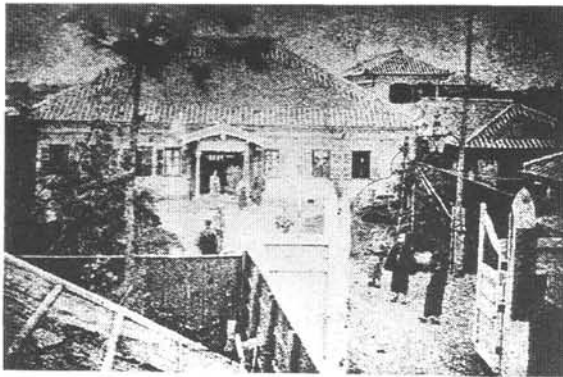
七年七月二〇日公立病院が、県令柴原和の周旋で、県金庫を取扱っていた三井組と千葉町・寒川村・登戸村の有志の出資によって、現院内公園付近に設立し、同八月一日開院した。

まもなく、九年六月県立病院の新築設置がきまり、同
一〇月三〇日「公立病院」を「公立千葉病院」と改称し、
吾妻町三丁目一一三九番地（現千葉地方検察庁舎裏手
（東部）にあたる）に移転し、医学教場を附設し、同
一月一五日に公立千葉病院が開院した。一五年七月一日
公立千葉病院を改組し、県立千葉医学学校および附属病院
と改称し、同一〇月一日千葉医学学校として開校した。一
七年九月千葉医学学校および附属病院の増改築をはじめ、
同一二月落成。ところが二〇年九月二七日、千葉医学学校
は官立移管となり、二二年四月に「第一高等中学校医学
部（四年制）」が発足し、病院は三月中に「県立千葉病
院」と改称した。

そして、二二年九月一五日亥鼻台上に、国費をもって
第一高等中学校医学部と県立千葉病院を新築着工し、翌
二三年九月一〇日すべてを移転した。雀巢子は「：病院
は亥鼻山上高等中学校と隣れり、位置佳良築造亦新規な
り、聞く文部省にて建築し本県へ引渡したるものなりと、
：」また、「：校は亥鼻山上に在り千葉市中第一等の建
物にして眺望の佳なる得易らさる所なり海も〔而も東京
湾〕山も〔而も富岳まで〕船も〔而も汽船漁舟〕皆な一
度に網膜に写りて愉々快々、此校未だ世に現れさる以前
より頗る人望を得て曳手数多の勢を示し、甲之を迎へん
と欲せば乙亦之を引かんとせり、吾県の如き五万有余の
孔方兄を繰出して奉迎したる佳客なれば之を我地の上席
に置く元より当然の理成らん乎、加之無尽蔵とまで人に
信ぜられける国庫支弁の普請なれば立派に出来たるも亦
道理の沙汰とや云ん、此校に出入する学士先生は拾余名
にして各A字のピンを襟飾となして自得然たり、学生三
百余名は皆一中の徽章を帽に掛けて揚々乎たり、而して
西より東より南より北より千葉町に来る者の第一視線内
に入るものは実に此校舎にして我千葉市街に一大光彩を
添入たりと云ふへし、千葉町人衆は合掌して五万孔方兄
に其労を謝して可也矣」と大賛辞を述べている。

なお、二三年七月に薬学部（三年制）が附設され、入学試験が行われ、同九月講義が開始された。ちなみに、アルバム作成者依田美狭古は、二三年八月下旬に第一高等中学校医学部入校試験及第の通知を受けており、美狭古は満二〇才、父学海が五七才の時である。

本写真（口絵6）は、アルバム台紙には「旧第一高等中学校医学部」とあり、吾妻町三丁目にあった公立千葉病院の建物である。正門は現扇屋ジャスコの店舗と駐車場建物の間の路地にあつたので、正門両側は民家が建て混んでいた。この吾妻町での両門標の時期は二一年四月



第12図 千葉病院 『千葉市のあゆみ』1976

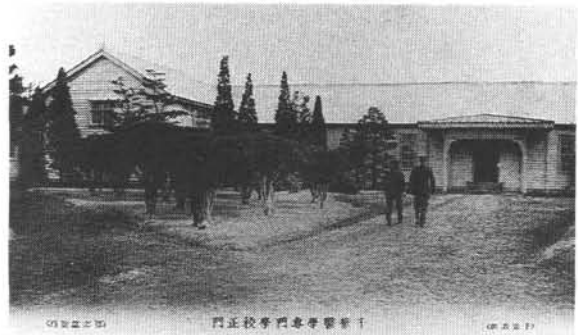
院」とのみあり、一五年七月一日以前九年一〇月三〇日以後の撮影である。

その後医学部は、二七年九月一日「第一高等学校医学部」と改称し、三四年四月一日「千葉医学専門学校」と改称し、大正一二年四月一日「千葉医科大学」に昇格、開学した。一方、県立千葉病院は、大正一一年四月「千葉医学専門学校附属病院」と改称し、翌大正一二年四月一日から「千葉医科大学附属病院」となつて、県立から国立に移管されたことになる。

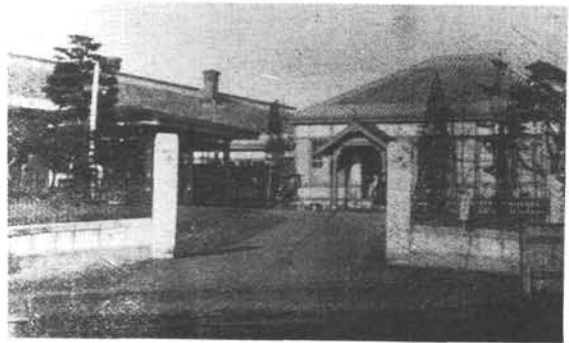
さて、口絵7、12の写真六葉は、二三年九月一〇日新築竣工の直前か直後と考えられ、口絵8・9には土台石材、足場用丸木とみえる資材が道端に寄せてある。そして、新築建物の全容撮影を意図して、いずれも遠景の撮影になつているので、医学部の方は明治末、大正初期絵はがき（第13図「千葉医学専門学校 郁文堂発行」）、病院は四四年四月発行の後掲第14図を参考とした。

シヨンが妥当である。第12図（『千葉市のあゆみ』一九七六に収録）は右門標に「千葉病

口絵7はアルバム台紙に「自千葉病院望医学部」とあり、第13図と比較して、植栽された玄関前の樹木が充分繁茂していない。口絵8・9は「医学部側面」、口絵10は「自 望医学部」と台紙に書かれていて、玄関ポーチを中央にみて口絵8・9は北西側から、口絵10は南西



第13図 「千葉医学専門学校正門」 絵ハガキ



第14図 県立千葉病院 『千葉町案内』
明治44年4月発行

のは病院坂（旧東金街道）の道であろう。前面は麦苺り後の畑で、手前の小屋の前には刈り取った麦わらが畑におかれているようであり、坂道や畑の傾斜からみると、撮影場所は当郷土博物館の北側土手のあたりではなからうか。やがて、この畑の右手前は、三〇年秋に移転してきた千葉師範学校のグラウンド（現文化会館北東聖賢堂の駐車場）になり、病院坂沿道には旅館や下宿が軒を並べて賑やかになったものであろう。医学部と病院の配置は、第15図（大正一二年発行『千葉医科大学一覽』の折込図）が参考になろう。

側から、午後の陽光を浴びる校舎を撮影している。口絵10の前面は椿のような樹林であるが、その先の中景は麦畑で左端は苺取後らしい。

口絵11・12は「千葉病院」と台紙に書かれていて、口絵11は医学部から（南東から）病院玄関に向かって撮影しており、ひよろりと立っている松樹は口絵7と対比でき、前面は小松である。病院正面は第14図（四四年四月発行『千葉町案内』増島信吉著の口絵）が参考になろう。また口絵12は建物の右端が病院玄関で、その前の細く白い

千葉市にとっては、大変古くて貴重な写真であり、御提供くださった石井豊氏に深く感謝申し上げます。なお、明治は遠く、不分明の箇所も多々あり、読者の御教示をお待ちいたしております。

（市史編集担当 今井公子）

第15図 『千葉医科大学一覽』の折込図

大正一二年発行

加藤博仁氏蔵

千葉医科大学之圖



史料所在調査報告

— 中野・赤井・大森・曾我野 —

市史編纂担当



中野町 本城寺 本堂

凡例

A 住所

B 屋号

C 発見整理の

年月

D 史料の点数

(近世・近代)

E 史料の保存

状況

F 史料の内容

上の特色

G 家に関する伝承、史料より明らかになった事

※印は千葉市立郷土博物館寄託

一 中野町

概況

酒井定隆(永享七年〔一四三五〕—大永二年〔一五二

二〕か)は、上総・下総の制覇をもくろむ安房の里見氏の意を受け、両国の境に位置する下総国千葉郡中野村現本城寺の地に城を構えたという。

長享二年(一四八八)定隆が土気に本拠を移した翌年(延徳元年)、中野城跡に定隆の懇願で日泰上人により長秀山本城寺が開山された。また、中野の押えに家臣の鈴木氏及び富永氏が配されたという。

江戸時代の初期には旗本杉浦氏一給。元禄期以降は九給(一時一一給)という支配形態が幕末まで続く。

現在、地区内は東金街道沿い、及びそれから分枝する県道誉田停車場中野線沿いの殿川橋までを「本郷」、その先土気駅に分枝するあたりまでを「千葉中」、本郷から東金街道を千葉の方へ少し行った右側、谷津沿いの「鎌田」の三つの集落に分かれている。

「鎌田」には、元和元年より三四八年前に起こったと

いう獅子舞が、一時衰退はあったが昭和三〇年代後半まで旧暦九月二十九日に諏訪神社で行なわれていた。

(1) 石出大明家※

A 中野町一七八七(汐見ヶ丘町二二一一)

B 馬場(ばっぱ)

C 昭和五八年八月一八日、千葉大学医学部石出猛史

先生の紹介により初調査、借用。

D 二八一点(近世二四八点・近代三三点)

E 木箱二箱に収納され保管されていた。

F 享和―明治期の佐倉藩領分の諸般にわたる史料がみられるが、小間子牧の野馬払い下げに係わる史料等、牧に隣接している当村の特色を表わすものもみられる。

G 石出氏は千葉氏の支流で、香取郡東庄石出の地に城を構えていたが、千葉氏より下総の莊園を管理する命を受け、七〇〇年程前石出の地から当地へ移ってきたという(葛飾郡足立郷へも分流が土着した)。石出氏の総本家は石出信虎家であり、当家も三本家の一つとして数えられている。佐倉藩領分の名主を文化期に八左衛門・七右衛門が勤めている。

(2) 和田茂右衛門家文書(石出要七家旧蔵)

A 中野町一一四七

B 川端

C 昭和四八年頃故和田茂右衛門氏調査。後同氏へ寄贈がなされる。

D 三一七点(近世一二五五点・近代一九二点)

F 佐倉藩領分に係わる文化―慶応期の年貢関係史料が中心。

G 当家は、石出大明家の分家である石出昇家(向)

の分家にあたる。佐倉藩領分の名主を文政期、安政期以降明治期まで要七の名で勤めている。

(3) 鈴木 至(裕)家

A 中野町八四四

B ジョウノウチ

C 昭和四八年頃故和田茂右衛門氏が調査。

D 二二一点(近世一七五五点・近代三六六)

F 延宝二年一―一月の中野村検地帳、田畑証文他。

G 当家は鎌田の四関家・本郷の松本家・千葉中の石出家とともに酒井氏の旗頭であったという。江戸時代は旗本山本氏知行所の名主を、宝永期・寛政―天保期・明治期に文左衛門の名で勤めている。

(4) 松本光雄家

A 中野町八四五

B 十(重) 右衛門

C 昭和五九年一〇月三〇日初調査、借用。

D 一五点(すべて近世)

E 長持ちに入れて保管されていた。

F 紙位牌、金子請取、先祖書。

G 当家の先祖は、旗本岡野氏知行所の名主十(重)右衛門である。安政二年(一八五五)の時点では、同氏知行所唯一の百姓(名主)であった。

また、幕末期に荷継渡世を始め、天保―嘉永期の和泉村との継ぎ場をめぐる争論の際、当村の中心人物の一人であった。

(5) 林 茂寿家

A 中野町八七三

B モエンドン(茂右衛門)

C 昭和五九年一月六日初調査、同一六日借用。

D 二四七点(近世二八点・近代二一九点)

E 木製文箱に入れて保管されていた。

F 自家持ち分の田畑名寄帳、田畑証文他。

G 旗本山本氏知行所の百姓であり名主も勤め、筆頭



花沢知義家(昭和61年8月17日撮影)

(6) 花沢知義家
名主であった時もあるという。当家の敷地内にはもと幕府の米蔵を利用した寺小屋があり、居候していた山本七五郎が教授したという。七五郎の墓は鈴木家の墓地に現存する。

A 中野町一一五九

B 源蔵ドン

C 昭和五九年一月二四日初調査。同六一年八月二四日第一次借用、同年九月三日第二次借用、同六三年一月八日第三次借用。

D 一〇二一点(近世二四八点・近代七七三点)

E 母屋の納戸に収納されていた。

F 彩色された美しい村絵図が三点(絵図は他に一三点)みられる。幕末期の旗本土屋丹後守知行所諸般にわたる史料の他、行政区画がめまぐるしく変遷する明治初期の村を伺い知りえる史料も多い。

G 天保期―明治初年に当主の先祖源右衛門が旗本土屋丹後守知行所の名主を勤め、曾祖父源蔵が同役を継いだ。源蔵は旗本七氏知行所と幕領が下総知県事―葛飾県管轄下になることからおきたであろう、明治二年後半の村役人減方一件の後、葛飾県管轄下で、次いで曾我野藩―曾我野県管轄下の名主を明治四年まで勤めている。

また、当家は安政期に酒屋、明治期より戦前まで糶屋を営んでいた。

(7) 千葉中東組葬儀組合

C 昭和六一年八月一七日、花沢知義氏の仲介により

当時史料を保管していた石出光雄家で調査・借用。

D 一四点(近世一点・近代一三点)

E 葬儀のあった家で保管し、次の葬儀の当日その家にもっていく。

F 千葉中(東組)葬儀講中に係わる史料。

G 中野村では昔葬式のことをジャンボンと呼び、遺体はレンジダイで運び、昭和三〇年代からリヤカーとなった。千葉中の墓は花沢組・石出組・大木組の三ヶ所ある。

二 赤井町

概況

赤井は開村当時三軒で、後七軒になったという。地区内は仲町(ナカチョウ)、下宿・上宿(新田口・ダイマチともいう)に区分されている。

アカイハナワサク(赤井・花輪・作(小字名に作がつく))といわれる程地味が良くなり、ことに田は畦にいて足を踏み出すと田全体が揺れるような湿田であった。

出羽三山講が盛んな土地柄で、妻と水杯を交わして出かけた者もあると伝わる。現在も出羽三山に行った者



赤井町 八日講(平成元年12月8日)



大塚光治家

(男性)が、八日講を薬師堂で行なっている。

薬師堂(大塚光治家で祠守)では、他に念仏講が一日(これは一五夜様)と、もう一日講中の都合のよい日に観音講が行なわれる。かつてはサイニチ講もあったがいまはない。これらはすべて女性が対象である。

また、稲荷神社で二月の初午の日にオビシヤが行なわれる。但し今日では宿の受け渡しのみである。

(1) 大塚光治家

A 赤井町一二二

B 治郎左衛門

C 昭和五九年二月二三日、千葉市立郷土博物館へ史料を持参して下さる。

料を持参して下さる。

D 六一〇点

(近世三三一

点・近代二八

九点)

E 母屋の中に

保管されてい

た。

F 旗本佐々氏

と佐倉藩の二

給時代であった寛文二年の田畑検地帳の他、佐々氏

知行所の年貢関係が主であるが、窮乏する佐々氏の

財政を最終的には転嫁される名主の辛苦を如実に物

語る史料もみられる。

G 世襲名は治(次)郎左衛門である。旗本佐々氏知

行所の名主を寛文期から幕末まで、一貫して当家で

勤めている。

当家は大巖寺の使いで江戸に駕籠で行き、帰りは

刀をさして歩いて帰ってきたことがあるという。

当家の耕作する田は湿田が多く、水不足で困ることは

なかった。かえって日照りになると収穫が上がったという。

また、当家の田に猪落し(かなり深い湿田)があ

り、ゴシヨランと呼ばれる台地から、役人が猪落しに猪が追い込まれるのを見ていたという。不思議なことに、猪落しの田を耕作すると雨が降ったという。

稲荷山には古墳があり椎の木でうっそうとしていたが、当家では二回開墾して畑にした。

三 大森町

概況

集落が、東(字東名)と西(字西ノ家)、及びデンヤ(字出戸)と呼称されている。東には世襲名で左(例・半左衛門)がつく家が多く、西には同じく右(例・五右衛門)がつく家が多いという。

字山王前には神明社がある。ここでは毎年一月七日に



神明社

オビシヤ、一〇月一五日に秋祭りが行なわれる。

東にある西福寺は大森の他に花輪・赤井が檀家である。ここでは、二月一五日に天道念仏が行なわれる。かつて寺の前では上総方面から来る者がひと休みをしたといい、明治五年頃には、境内に借宅した大阪東成小路生まれの津田多門氏が、周辺村々の者へ医術を施していたという。また、出羽三山講も熱心に行なわれていたらしく、神明社に文政一〇年と安政六年他の出羽三山塔(供養塔)が建てられている。

水田の用水として大森池があったが不足がちで、米も満足に取れないこともあったといい、蘇我へ出小作をしていた家もあるという。田の深いところは「てと」(葉の腐ったもの)で、農作業は難儀だったと伝わっている。

(1) 高橋正芳家※

- A 大森町一七
- B ハンゼム(半左衛門)
- C 昭和六〇年一月九日初調査・借用。
- D 三九二点(近世一一二点・近代二八〇点)
- E 柳行李とタンスの引出しに収納されていた。
- F 旗本遠山氏知行所に係わる、土地・年貢関係の他、出羽三山講に係わる史料等。

G 旗本遠山氏知行所の名主を、寛政期・天保―安政期に代々半左衛門の名で勤めている。また、大森で四家（しげ・よんけ）と呼ばれる家々（他に大塚一夫・大塚善四郎・大塚新八家）の一家に数えられている。この四家はすべて東に屋敷があり、名主を交代で勤めていたという。

(2)宮本 一家（千葉市立郷土博物館蔵）

A 大森町八七

B ゴEMON（五右衛門）

C 昭和四五年頃日色氏が調査し、加曾利貝塚博物館へ寄贈。のち、千葉市立郷土博物館へ移管。

D 六点（すべて近世）

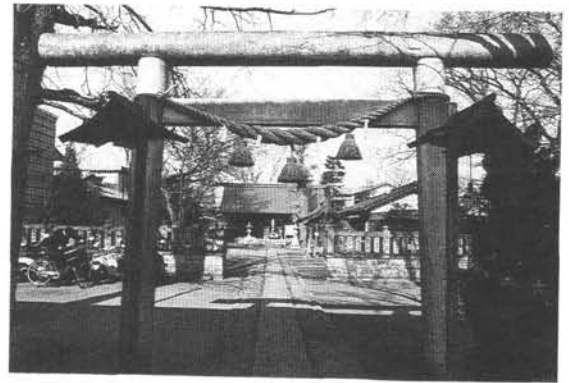
E 旧母屋の天井裏に俵に収納され保管されていた。

F 旗本辻氏知行所の年貢割付状（文久元年）他。

G 高橋正芳家の前に名主を勤めていたという。旧蘇

我町の宮本姓は、大部分当家の分家（寒川・曾我野・大巖寺へ分家している）からの枝分かれにあたるという。元は西に屋敷があったが、昭和四五年頃現在地に移転した。

四 蘇我町（曾我野村）



蘇我比咩神社

概況

曾我野村は、江戸湾（東京湾）の遠浅の海岸と平行して走る房総往還沿いに、集落を形成し発展した。

また、江戸へ東上総方面の村々の年貢やその他諸荷物を、五大力船で

津出した江戸湾岸の河岸の一つとして大いに栄えた。

幕末期の村高五九四石余、旗本矢部・河野・金田・山崎の各氏と幕領の五給、及び朱印地の蘇我比咩神社領がある村であった。

(1) 渡辺淳一・美代子家

A 蘇我町一―三〇

B 七郎兵衛

C 昭和六〇年四月七日初調査、同月一三日初借用。

D 八五点（近世八〇点・近代五点）

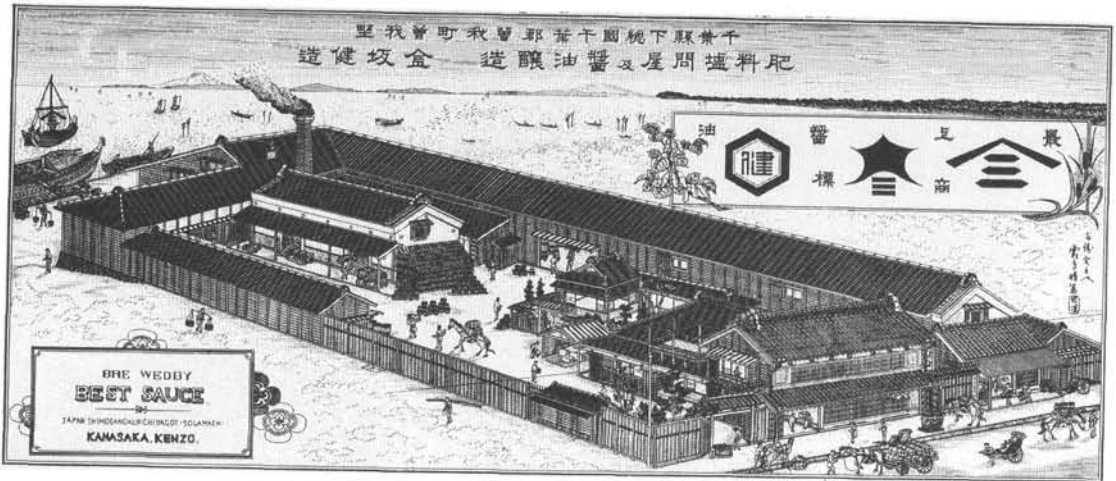
E 木製文書箱（小葛籠）に収納して保管されていた。

F 小河原家由緒書、地頭である旗本矢部氏の家政及び当村知行所支配に係わる史料也。

G 当家の先祖は椎名新八郎といい、武田勝頼に仕えて天目山にて戦死した。この新八郎の二男が、北生実城主であった原胤栄に養われ後に農家で成長し、やがて曾我野へ居住するようになった。この者の子孫が小河原家初代の清左衛門となる。初代より七代小河原吉郎兵衛の代である文政期までは、旗本矢部氏知行所の名主を代々勤めている。

また、「田畑都合式百石余土蔵六ヶ所召仕男女三十五人馬式疋舟三艘所持仕候」(安永九年)という豪農かつ運送宿であった。

四代七郎兵衛(後名弥三右



曾我野の肥料塩問屋及び醤油醸造業(『日本博覧図』明治27年発行)、和田憲治郎氏蔵

衛門)は、俳号を雨塘と称し、後、剃髪して嘉休と称した。五代七郎兵衛(後名七郎右衛門)は、俳号を兎石といった。六代清左衛門(初名七郎兵衛)は、二代目雨塘と称し白井鳥酔の孫弟子である、春秋庵加舎白雄門下の八大家の一人に数えられる人物であった。

編集後記

「平川について語る」で紹介させていただいた事柄は、昭和六〇年（平成元年）の各虫干し会、及び昭和六〇年八月以降本格的に行なわれた平川町の史料調査で、千葉市史編纂委員会が中心になって聞き取りをさせていただいたものです。寒暖の中、また仕事の手を止めてまで、あるいは虫干し会で御歓談中でも、当方の質問に快く答えて下さいましたすべての方々へ厚くお礼を申し上げます。

中野・赤井・大森・蘇我各町の史料所在調査は故和田茂右衛門氏の調査を除けば、昭和五九年以降現在までに千葉市史編纂委員会により行なわれてきました。これらの町でも、調査に積極的に協力して下さった史料所蔵者の方が多く、貴重な聞き取りも多くでき、おかげさまをもちまして本号で「史料所在調査報告」としてまとめることができました。

原直史氏に、学業の合間を縫って千葉市史編纂事業のお手伝いをしていただくようになってから約四年になります。その間、当事業で収集した史料他に基づいたご自身の研究（近世期の運輸・交通史）も進み、本号ではその成果の一部として、（明治期の）「土気町外十ヶ村駅伝

組合について」を執筆していただきました。読者の皆さんは、原氏の史料を正確に読む力量と、研究の幅の広さを感じとれることと思います。

岩村増治郎氏は、忘却のあなたに忘れ去られる前に、軍隊（鐵道第一聯隊）という特殊な組織の詳細を、四五一年という歳月を越えて懐想記にまとめておられました。貴重な写真と共に当誌に収録させていただきましたことを、心より感謝いたします。

石井豊氏には、千葉市にとりこれほど貴重な写真は無い、といえるご所蔵の写真（一三葉）につき収録をさせていただきます。ありがとうございました。（A）

〔監修〕

千葉市史編纂委員会
川村 優・井上準之助

千葉いまむかし第三号

平成二年三月三十一日発行

編集 千葉市史編纂委員会

発行 千葉市教育委員会

（千葉市立郷土博物館

市史編纂担当）

印刷 こくぼ印刷株式会社